

**令和７年度　介護サービス事業者実地指導提出資料**

**自主点検表　居宅介護支援**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業所番号 |  | |
| 事業所の名称 |  | |
| 事業所の所在地 |  | |
| 開設法人の名称 |  | |
| 開設法人の代表者名 |  | |
| 管理者名 |  | |
| 記入者名 |  | |
| 連絡先 | 電話： | ＦＡＸ： |
| Ｅメール： | |
| 記入年月日 | 令和　　年　　月　　日 | |

R7.4.1版

自主点検表記入要領

（１）記入日時点において、「記入欄及び点検のポイント」欄により点検内容を確認し、**「点検結果」欄のチェックボックス（）のあてはまるものにレ点（）を入れてください。また、記入項目がある場合には、必要事項を記入してください。**

（２）記入欄が不足する場合や、本様式での記入が困難な場合は、適宜、様式等を追加してください。

自主点検における留意事項

（１）毎年定期的に実施し、項目ごとの基準を確認してください。

（２） 事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

根拠法令・参考資料の名称

　　この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 文中の略称 | 名　　　　称 |
| 法 | 介護保険法（平成9年法律第123号） |
| 施行規則 | 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） |
| 条例 | 久喜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例  （平成30年7月11日条例第25号） |
| 平11老企22 | 指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準について  （平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平11老企29 | 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の掲示について  （平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平12厚告91 | 要介護認定等基準時間の推計の方法（平成12年厚生省告示第91号） |
| 平12厚告20 | 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第20号） |
| 平12老企36 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  （平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 令3-0331 | 居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて（令和3年3月31日老介発0331第1号・老高発0331第2号・老認発0331第3号・老老発0331第2号） |
| 平30厚告218 | 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（平成30年5月2日厚生労働省告示第218号） |
| 令3厚告336 | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年9月14日厚生労働省告示第336号） |
| 平27厚告94 | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号） |
| 平27厚告95 | 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号） |
| 平21-0313001 | 居宅介護支援等における入院時情報連携加算、退院・退所加算及びモニタリングに係る様式例の提示について（平成21年3月13日老振発第0313001号厚生労働省老健局振興課長通知） |

| 点検項目 | 記入欄及び点検のポイント | 点検結果 | 参考  【根拠法令等】 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１　基本方針 | | | |
| １　基本方針 | ①　指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われていますか。 | いる  　いない | 条例第4条第1項 |
|  | ※　「在宅介護の重視」という介護保険制度の基本理念を実現するため、指定居宅介護支援の事業を行うに当たってのもっとも重要な基本方針として、利用者からの相談、依頼があった場合には、利用者自身の立場に立ち、常にまず、その居宅において日常生活を営むことができるように支援することができるかどうかという視点から検討を行い支援を行うべきことを定めたものです。 |  | 平11老企22  第2の1 |
|  | ②　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われていますか。 | いる  　いない | 条例第4条第2項 |
|  | ③　指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行っていますか。 | いる  　いない | 条例第4条第3項 |
|  | ④　事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めていますか。 | いる  　いない | 条例第4条第4項 |
|  | ⑤　指定居宅介護支援の提供により事故が発生しないよう利用者の安全の確保に努めていますか。 | いる  　いない | 条例第4条第5項 |
|  | ⑥　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 | いる  　いない | 条例第4条第6項 |
|  | ⑦　指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 | いる  　いない | 条例第4条第7項 |
|  | ※　介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でＰＤＣＡサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものです。 |  | 平11老企22  第2の3(1) |
| 第２　人員に関する基準 | | | |
| （用語の定義） | ※　「常勤」とは、当該事業所における勤務時間（当該事業所において、指定居宅介護支援以外の事業を行っている場合には、当該事業に従事している時間を含む。）が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児・介護休業法に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を３０時間として取り扱うことを可能とします。 　同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、その勤務時間が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、同一の事業者によって指定訪問介護事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。 　また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第６５条に規定する休業（産前産後休業）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業、同条第２号に規定する介護休業、同法第２３条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第２４条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（育児休業に準ずる休業）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。 |  | 平11老企22  第2の2(3)① |
|  | ※　「専らその職務に従事する」とは、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。 |  | 平11老企22  第2の2(3)② |
|  | ※　「事業所」とは、介護支援専門員が居宅介護支援を行う本拠であり、具体的には管理者がサービスの利用申込の調整等を行い、居宅介護支援に必要な利用者ごとに作成する帳簿類を保管し、利用者との面接相談に必要な設備及び備品を備える場所です。 |  | 平11老企22  第2の2(3)③ |
| １　介護支援専門員 | ①　事業所ごとに１以上の常勤の介護支援専門員を置いていますか。 | いる  　いない | 条例第5条第1項 |
|  | ※　常勤の介護支援専門員を置くべきこととしたのは、指定居宅介護支援事業所の営業時間中は、介護支援専門員は常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えている必要があるという趣旨であり、介護支援専門員がその業務上の必要性から、又は他の業務を兼ねていることから、当該事業所に不在となる場合であっても、管理者、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に介護支援専門員に連絡が取れる体制としておく必要があります。 |  | 平11老企22  第2の2(1) |
|  | ②　①に規定する員数の基準は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に３分の１を乗じた数を加えた数。）が４４又はその端数を増すごとに１となっていますか。 | いる  　いない | 条例第5条第2項 |
|  | ③　②の規定にかかわらず、当該指定居宅介護支援事業所においてケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合における①に規定する員数の基準は、利用者の数が４９又はその端数を増すごとに１となっていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第5条第3項  平11老企22  第2の2(1) |
|  | ※　当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではありません。なお、地域における介護支援専門員や居宅介護支援事業所の充足状況等も踏まえ、緊急的に利用者を受け入れなければならない等のやむを得ない理由により利用者の数が当該基準を超えてしまった場合においては、直ちに運営基準違反とすることはありません。 |  | 平11老企22  第2の2(1) |
|  | ④　非常勤の介護支援専門員は、介護保険施設に置かれた常勤専従の介護支援専門員との兼務となっていませんか。 | いる  　いない  　該当なし | 平11老企22  第2の2(1) |
|  | ※　事務職員の配置については、その勤務形態は常勤の者でなくても差し支えありません。また、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められます。勤務時間数については特段の定めを設けていませんが、当該事業所における業務の実情を踏まえ、適切な数の人員を配置する必要があります。 |  | 平11老企22  第2の2(1) |
| ２　管理者 | ①　事業所ごとに常勤の管理者を置いていますか。 | いる  　いない | 条例第6条第1項 |
|  | ②　①に規定する管理者は、主任介護支援専門員としていますか。 | いる  　いない | 条例第6条第2項 |
|  | ※　主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を管理者とすることができます。 |  | 条例第6条第2項 |
|  | ③　管理者を介護支援専門員とする場合、以下のような理由に該当していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生、急な退職や転居等不測の事態により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書を保険者に届け出ている |  | | イ | 特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる |  | | ウ | 令和３年３月３１日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である事業所で、当該管理者が管理者である（令和９年３月３１日までの間の猶予措置） |  | | いる  　いない  　該当なし | 平11老企22  第2の2(2) |
|  | ※　③ウについて、業務管理や人材育成の取組を促進する観点から、経過措置期間の終了を待たず、管理者として主任介護支援専門員を配置することが望ましいです。 |  | 平11老企22  第2の2(2) |
|  | ④　管理者は、専らその職務に従事していますか。   |  | | --- | | 専らその職務に従事する者でない場合の兼務状況 | |  | | いる  　いない | 条例第6条第3項 |
|  | ※　次に掲げる場合は、この限りでありません。   |  |  | | --- | --- | | ア | 管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 | | イ | 他の事業所の職務に従事する場合（管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない限る。） | |  | 条例第6条第3項 |
|  | ※　例えば、訪問系サービスの事業所において訪問サービスそのものに従事する従業者と兼務する場合（当該訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）及び事故発生時や災害発生等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定居宅介護支援事業所又は利用者の居宅に駆け付けることができない体制となっている場合は管理者の業務に支障があると考えられます。また、併設する事業所に原則として常駐する老人介護支援センターの職員、訪問介護、訪問看護等の管理者等との兼務は可能と考えられます。なお、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務は認められません。 |  | 平11老企22  第2の2(2) |
| 第３　運営に関する基準 | | | |
| １　内容及び手続きの説明及び同意 | ①　指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 運営規程の概要 |  | | イ | 介護支援専門員の勤務の体制 |  | | ウ | 秘密の保持 |  | | エ | 事故発生時の対応 |  | | オ | 苦情処理の体制 |  | | カ | 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）  ※　実施していない場合は、実施の有無で「無」と記載する |  | | キ | その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項 |  | | いる  　いない | 条例第7条第1項  平11老企22  第2の3(2)、(18)① |
|  | ※　利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、当該事業所から居宅介護支援を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものです。なお、当該同意については利用者及び指定居宅介護支援事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものです。 |  | 平11老企22  第2の3(2) |
|  | ②　指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用書又はその家族に対し、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ていますか。 | いる  　いない | 条例第7条第2項 |
|  | ③　指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、次に掲げる事項について説明を行い、理解を得るよう努めていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合 |  | | イ | 前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位３位まで） |  | | いる  　いない | 条例第7条第3項  平11老企22  第2の3(2) |
|  | ④　③の前６月間については、毎年度２回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象としていますか。   |  |  | | --- | --- | | ア | 前期（３月１日から８月末日） | | イ | 後期（９月１日から２月末日） |   　　なお、説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとしますが、その際に用いる当該割合等については、直近のアもしくはイの期間のものとします。 | いる  　いない | 平11老企22  第2の3(2) |
|  | ※　例えば、以下のように重要事項説明書等に記載し、訪問介護等の割合等を把握できる資料を別紙として作成し、居宅介護支援の提供の開始において示すとともに説明することが考えられます。 　なお、「同一事業者によって提供されたものの割合」については、前６か月間に作成したケアプランに位置付けられた訪問介護等の各事業所における提供回数のうち（※同一事業所が同一利用者に複数回提供してもカウントは１）、同一事業所によって提供されたものの割合ですが、その割合の算出に係る小数点以下の端数処理については、切り捨てても差し支えありません。  ＜例＞  ※重要事項説明書  第●条　当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、  　福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。  ※別紙  別紙  ①　前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合  訪問介護●％／通所介護●％／地域密着型通所介護●％／福祉用具貸与●％  ②　前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 訪問介護 | ○○事業所●％ | □□事業所●％ | △△事業所●％ | | 通所介護 | △△事業所●％ | ××事業所●％ | ○○事業所●％ | | 地域密着型通所介護 | □□事業所●％ | △△事業所●％ | ××事業所●％ | | 福祉用具貸与 | ××事業所●％ | ○○事業所●％ | □□事業所●％ | |  | 令和6年度介護報酬改定に関する  Q&A(Vol.1)問120 |
|  | ⑤　指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、次に掲げる事項について説明を行い、理解を得ていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること |  | | イ | 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること |  | | いる  　いない | 平11老企22  第2の3(2) |
|  | ※　理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うことや、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ることが望ましいです。 |  | 平11老企22  第2の3(2) |
|  | ⑥　指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めていますか。 | いる  　いない | 条例第7条第4項 |
|  | ※　利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながります。指定居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求める必要があることを規定するものです。なお、より実効性を高めるため、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼しておくことが望ましいです。 |  | 平11老企22  第2の3(2) |
| ２　提供拒否の禁止 | 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んでいませんか。 | いる  　いない | 条例第8条 |
|  | ※　居宅介護支援の公共性に鑑み、原則として、指定居宅介護支援の利用申込に対しては、これに応じなければならないことを規定したものであり、正当な理由なくサービスの提供を拒否することを禁止するものです。 　なお、ここでいう正当な理由とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、③利用申込者が他の指定居宅介護支援事業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合等です。 |  | 平11老企22  第2の3(3) |
| ３　サービス提供困難時の対応 | 利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第9条 |
| ４　受給資格等の確認 | 指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 | いる  　いない | 条例第10条 |
| ５　要介護認定の申請に係る援助 | ①　被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第11条第1項 |
|  | ※　被保険者が居宅介護支援事業者に要介護認定の申請に関する手続きを代わって行わせることができること等を踏まえ、被保険者から要介護認定の申請の代行を依頼された場合等においては、居宅介護支援事業者は必要な協力を行わなければならないものとしたものです。 |  | 平11老企22  第2の3(4)① |
|  | ②　指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第11条第2項 |
|  | ※　要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定居宅介護支援の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、指定居宅介護支援事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものです。 |  | 平11老企22  第2の3(4)② |
|  | ③　要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の３０日前には行われるよう、必要な援助を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第11条第3項 |
| ６　身分を証する書類の携行 | 当該事業所の介護支援専門員に身分を証する書類（介護支援専門員証）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | いる  　いない | 条例第12条  平11老企22  第2の3(5) |
| ７　利用料等の受領 | ①　指定居宅介護支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 | いる  　いない | 条例第13条第1項 |
| ※　利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、保険給付がいわゆる償還払いとなる場合と、保険給付が利用者に代わり指定居宅介護支援事業者に支払われる場合（以下「代理受領がなされる場合」という。）の間で、一方の経費が他方へ転嫁等されることがないよう、償還払いの場合の指定居宅介護支援の利用料の額と、居宅介護サービス計画費の額（要するに、代理受領がなされる場合の指定居宅介護支援に係る費用の額）との間に、不合理な差額を設けてはならないこととするとともに、これによって、償還払いの場合であっても原則として利用者負担が生じないこととする趣旨です。 |  | 平11老企22  第2の3(6)① |
| ②　交通費の支払を受ける場合は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合としていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第13条第2項 |
| ※　保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けることは認めないこととしたものです。 |  | 平11老企22  第2の3(6)② |
| ③　②に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第13条第3項 |
|  | ④　サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。 | いる  　いない | 法第46条第7項  (第41条第8項準用) |
|  | ⑤　④の領収証に、指定居宅介護支援について利用者から支払を受けた費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 | いる  　いない | 施行規則第78条 |
| ８　保険給付の請求のための証明書の交付 | 提供した指定居宅介護支援に係る保険給付が償還払いとなる場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第14条  平11老企22  第2の3(7) |
| ９　指定居宅介護支援の基本取扱方針 | ①　指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われていますか。 | いる  　いない | 条例第15条第1項 |
| ②　自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。   |  | | --- | | 質の評価方法 | |  | | いる  　いない | 条例第15条第2項 |
| １０　指定居宅介護支援の具体的取扱方針 | ①　管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。 | いる  　いない | 条例第16条第1号 |
| ②　指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | いる  　いない | 条例第16条第2号 |
| ③　指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていませんか。 | いる  　いない | 条例第16条  第2号の2 |
| ④　身体的拘束等を行う場合には、次に掲げる事項を記録していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | その態様及び時間 |  | | イ | その際の利用者の心身の状況 |  | | ウ | 緊急やむを得ない理由 |  | | いる  　いない  　該当なし | 条例第16条  第2号の3 |
| ※　緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。 |  | 平11老企22  第2の3(8)③ |
|  | ※　以下、居宅介護支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う介護支援専門員の責務を明らかにしたものです。 　なお、「１０－４　利用者の課題分析」から「１０－１０　担当者に対する個別サービス計画の提出依頼」に掲げる一連の業務については、基本方針を達成するために必要となる業務を列記したものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものですが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではありません。ただし、その場合にあっても、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応しなければなりません。 |  | 平11老企22  第2の3(8) |
| １０－１　継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用 | 居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしていますか。 | いる  　いない | 条例第16条第3号 |
| ※　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たり、継続的な支援という観点に立ち、計画的に指定居宅サービス等の提供が行われるようにすることが必要であり、支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長するようなことがあってはなりません。 |  | 平11老企22  第2の3(8)④ |
| １０－２　総合的な居宅サービス計画の作成 | 居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。 | いる  　いない | 条例第16条第4号 |
|  | ※　利用者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、例えば、市の保健師等が居宅を訪問して行う指導等の保健サービス、老人介護支援センターにおける相談援助及び市が一般施策として行う配食サービス、寝具乾燥サービスや当該地域の住民による見守り、配食、会食などの自発的な活動によるサービス等、更には、こうしたサービスと併せて提供される精神科訪問看護等の医療サービス、はり師・きゅう師による施術、保健師・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師による機能訓練なども含めて居宅サービス計画に位置付けることにより総合的な計画となるよう努めなければなりません。 |  | 平11老企22  第2の3(8)⑤ |
| １０－３　利用者自身によるサービスの選択 | ①　居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。 | いる  　いない | 条例第16条第5号 |
|  | ②　利用者自身によるサービスの選択のため、次に掲げるような取扱いを行っていませんか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏した情報を提供する |  | | イ | 利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示する |  | | ウ | 利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の指定居宅サービス事業者のみを居宅サービス計画に位置付ける |  | | いる  　いない | 平11老企22  第2の3(8)⑥ |
| １０－４　課題分析の実施 | ①　居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。 | いる  　いない | 条例第16条第6号 |
|  | ※　課題分析とは、利用者の有する日常生活上の能力や利用者が既に提供を受けている指定居宅サービスや介護者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要です。 　なお、当該課題分析は、介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、利用者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものです。 |  | 平11老企22  第2の3(8)⑦ |
|  | ②　「課題分析標準項目」は要介護者等の有する課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法として、国がを示したものであり、次に掲げる項目について分析を行っていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 基本情報に関する項目 | | | | ア | 基本情報（受付、利用者等基本情報） |  | | イ | これまでの生活と現在の状況 |  | | ウ | 利用者の社会保障制度の利用情報 |  | | エ | 現在利用している支援や社会資源の状況 |  | | オ | 日常生活自立度（障害） |  | | カ | 日常生活自立度（認知症） |  | | キ | 主訴・意向 |  | | ク | 認定情報 |  | | ケ | 今回のアセスメントの理由 |  | | 課題分析（アセスメント）に関する項目 | | | | コ | 健康状態 |  | | サ | ＡＤＬ |  | | シ | ＩＡＤＬ |  | | ス | 認知機能や判断能力 |  | | セ | コミュニケーションにおける理解と表出の状況 |  | | ソ | 生活リズム |  | | タ | 排泄の状況 |  | | チ | 清潔の保持に関する状況 |  | | ツ | 口腔内の状況 |  | | テ | 食事摂取の状況 |  | | ト | 社会との関わり |  | | ナ | 家族等の状況 |  | | ニ | 居住環境 |  | | ヌ | その他留意すべき事項・状況 |  | | いる  　いない | 平11老企29  別紙4　Ⅱ |
| １０－５　課題分析における留意点 | ①　解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。 | いる  　いない | 条例第16条第7号 |
| ※　利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければなりません。 |  | 平11老企22  第2の3(8)⑧ |
|  | ②　面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。 | いる  　いない | 条例第16条第7号 |
| １０－６　居宅サービス計画原案の作成 | ①　利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討していますか。 | いる  　いない | 条例第16条第8号 |
|  | ②　居宅サービス計画原案として、居宅サービス計画書の第１表から第３表、第６表及び第７表を作成していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 【第１表】居宅サービス計画書（１） |  | | イ | 【第２表】居宅サービス計画書（２） |  | | ウ | 【第３表】週間サービス計画表 |  | | エ | 【第６表】サービス利用票（兼居宅（介護予防）サービス計画） |  | | オ | 【第７表】サービス利用票別表 |  | | いる  　いない | 平11老企29  別紙1 |
|  | ③　居宅サービス計画の原案には、次に掲げる事項等を盛り込んでいますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 利用者及びその家族の生活に対する意向 |  | | イ | 総合的な援助の方針 |  | | ウ | 生活全般の解決すべき課題 |  | | エ | 提供されるサービスの目標及びその達成時期 |  | | オ | サービスの種類、内容及び利用料 |  | | カ | サービスを提供する上での留意事項 |  | | いる  　いない | 条例第16条第8号 |
|  | ※　居宅サービス計画原案は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案した上で、実現可能なものとする必要があります。 　また、当該居宅サービス計画原案には、利用者及びその家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針並びに生活全般の解決すべき課題を記載した上で、提供されるサービスについて、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、当該達成時期には居宅サービス計画及び各指定居宅サービス等の評価を行い得るようにすることが重要です。 　さらに、提供されるサービスの目標とは、利用者がサービスを受けつつ到達しようとする目標を指すものであり、サービス提供事業者側の個別のサービス行為を意味するものではないことに留意する必要があります。 |  | 平11老企22  第2の3(8)⑨ |
| １０－７　サービス担当者会議等による専門的意見の聴取 | ①　サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 | いる  　いない | 条例第16条第9号 |
|  | ②　サービス担当者会議をテレビ電話装置その他の情報通信機器（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行う場合で、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得ていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平11老企22  第2の3(8)⑩ |
|  | ③　次に掲げるやむを得ない場合等を除き、居宅サービス計画に位置付けたサービス担当者を招集していますか。   |  |  | | --- | --- | | ア | 利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師の意見を勘案して必要と認める場合 | | イ | 開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合 | | ウ | 居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合 | | いる  　いない | 平11老企22  第2の3(8)⑩ |
|  | ※　例えば、ケアマネジャーがサービス事業所へ周知したほうが良いと判断されるような場合などについて、サービス担当者会議を開催することを制限するものではなく、その開催にあたっては、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定されます。   |  |  | | --- | --- | | 項目 | 項目に対する取扱い | | ケアプランの軽微な変更の内容について（サービス担当者会議） | 「軽微な変更」に該当するものであれば、例えばサービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。 | | サービス利用回数の増減によるサービス担当者会議の必要性 | 単なるサービス利用回数の増減（同一事業所における週１回程度のサービス利用回数の増減など） | | ケアプランの軽微な変更に関するサービス担当者会議の全事業所招集の必要性 | ケアプランの「軽微な変更」に該当するもの | | 「利用者の状態に大きな変化が見られない」の取扱い | 「利用者の状態に大きな変化が見られない」の取扱いについては、まずはモニタリングを踏まえ、サービス事業者間（担当者間）の合意が前提である。その上で総合的に勘案し、判断すべきものである。 | |  | 令3-0331  別添 |
|  | ④　③に掲げるやむを得ない理由により招集ができない場合については、サービス担当者に対し、照会等により意見を求めていますか。 | いる  　いない | 平11老企22  第2の3(8)⑩ |
|  | ⑤　当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録していますか。 | いる  　いない | 平11老企22  第2の3(8)⑩ |
| １０－８　居宅サービス計画の説明及び同意 | 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、居宅サービス計画書の第１表から第３表まで、第６表及び第７表に相当するものすべての内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。 | いる  　いない | 条例第16条第10号  平11老企22  第2の3(8)⑪ |
|  | ※　居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス等の選択は、利用者自身が行うことが基本であり、また、当該計画は利用者の希望を尊重して作成されなければなりません。利用者に選択を求めることは介護保険制度の基本理念です。このため、当該計画原案の作成に当たって、これに位置付けるサービスについて、また、サービスの内容についても利用者の希望を尊重することとともに、作成された居宅サービス計画の原案についても、最終的には、その内容について説明を行った上で文書によって利用者の同意を得ることを義務づけることにより、利用者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。 |  | 平11老企22  第2の3(8)⑪ |
| １０－９　居宅サービス計画の交付 | 居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していますか。 | いる  　いない | 条例第16条第11号 |
| ※　担当者に対して居宅サービス計画を交付する際には、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する居宅サービス等の当該計画（以下「個別サービス計画」という。）における位置付けを理解できるように配慮する必要があります。 |  | 平11老企22  第2の3(8)⑫ |
| １０－１０　担当者に対する個別サービス計画の提出依頼 | 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認していますか。 | いる  　いない | 条例第16条第12号  平11老企22  第2の3(8)⑬ |
|  | ※　介護支援専門員は、担当者と継続的に連携し、意識の共有を図ることが重要であることから、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性の確認については、居宅サービス計画を担当者に交付したときに限らず、必要に応じて行うことが望ましいです。 　さらに、サービス担当者会議の前に居宅サービス計画の原案を担当者に提供し、サービス担当者会議に個別サービス計画案の提出を求め、サービス担当者会議において情報の共有や調整を図るなどの手法も有効です。 |  | 平11老企22  第2の3(8)⑬ |
| １０－１１　居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等 | ①　居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行っていますか。 | いる  　いない | 条例第16条第13号 |
| ②　利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合等必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。 | いる  　いない | 条例第16条第13号  平11老企22  第2の3(8)⑭ |
|  | ※　利用者の解決すべき課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する指定居宅サービス事業者等により把握されることも多いことから、介護支援専門員は、当該指定居宅サービス事業者等のサービス担当者と緊密な連携を図り、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めなければなりません。 |  | 平11老企22  第2の3(8)⑭ |
|  | ③　利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る次のような情報のうち、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師の助言が必要であると判断したものについて、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供していますか。   |  |  | | --- | --- | | ア | 薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している | | イ | 薬の服用を拒絶している | | ウ | 使いきらないうちに新たに薬が処方されている | | エ | 口臭や口腔内出血がある | | オ | 体重の増減が推測される見た目の変化がある | | カ | 食事量や食事回数に変化がある | | キ | 下痢や便秘が続いている | | ク | 皮膚が乾燥していたり湿疹等がある | | ケ | リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない状況 | | いる  　いない  　該当なし | 条例第16条第14号  平11老企22  第2の3(8)⑭ |
| １０－１２　モニタリングの実施 | ①　実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより実施していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 少なくとも１月に１回、利用者に面接すること |  | | イ | アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと |  | | ウ | 少なくとも１月に１回、モニタリングの結果を記録すること |  | | いる  　いない | 条例第16条第15号 |
|  | ②　①イの利用者の居宅を訪問して行う面接に代え、テレビ電話装置等を活用して利用者に面接する場合は、次のいずれにも該当していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 少なくとも２月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときで、利用者の居宅を訪問しない月である |  | | イ | テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ている |  | | ウ | サービス担当者会議等において、次（ａ～ｃ）に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ている |  | | ａ | 利用者の心身の状況が安定している |  | | ｂ | 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができる |  | | ｃ | 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受ける |  | | いる  　いない  　該当なし | 条例第16条第15号 |
|  | ③　テレビ電話装置等を活用して利用者に面接する場合は、次のアからオに掲げる事項について留意していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 文書により利用者の同意を得る必要があり、その際には、利用者に対し、テレビ電話装置等による面接のメリット及びデメリットを含め、具体的な実施方法（居宅への訪問は２月に１回であること等）を懇切丁寧に説明する |  | | イ | 利用者の心身の状況が安定していることを確認するに当たっては、主治の医師等による医学的な観点からの意見や、以下に例示する事項等も踏まえて、サービス担当者会議等において総合的に判断する  ・　介護者の状況の変化が無いこと  ・　住環境に変化が無いこと（住宅改修による手すり設置やトイレの改修等を含む）  ・　サービス（保険外サービスも含む）の利用状況に変更が無いこと |  | | ウ | テレビ電話装置等を活用して面接を行うに当たっては、利用者がテレビ電話装置等を介して、利用者の居宅において対面で面接を行う場合と同程度の応対ができる必要がある。なお、テレビ電話装置等の操作については、必ずしも利用者自身で行う必要はなく、家族等の介助者が操作を行うことは差し支えない |  | | エ | テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合、画面越しでは確認できない利用者の健康状態や住環境等の情報については、サービス事業所の担当者からの情報提供により補完する必要がある。この点について、サービス事業所の担当者の同意を得るとともに、サービス事業所の担当者の過度な負担とならないよう、情報収集を依頼する項目や情報量については留意する |  | | オ | 主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得る方法としては、サービス担当者会議のほか、利用者の通院や訪問診療への立会時における主治の医師への意見照会や、サービス事業所の担当者との日頃の連絡調整の際の意見照会も想定されるが、いずれの場合においても、合意に至るまでの過程を記録しておく |  | | いる  　いない  　該当なし | 平11老企22  第2の3(8)⑮ |
|  | ※　テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合においても、利用者の状況に変化が認められた場合等においては、居宅を訪問することによる面接に切り替えることが適当です。 |  | 平11老企22  第2の3(8)⑮ |
|  | ④　特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平11老企22  第2の3(8)⑮ |
|  | ※　「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれません。 |  | 平11老企22  第2の3(8)⑮ |
| １０－１３　居宅サービス計画の変更の必要性についてのサービス担当者会議等による専門的意見の聴取 | ①　次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。   |  |  | | --- | --- | | ア | 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合 | | イ | 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 | | いる  　いない | 条例第16条第16号 |
| ※　やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとします。なお、ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、次に掲げるもの等が想定されます。   |  |  | | --- | --- | | ア | 開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合 | | イ | 居宅サービス計画の変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られない場合 | |  | 平11老企22  第2の3(8)⑯ |
|  | ②　当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録していますか。 | いる  　いない | 平11老企22  第2の3(8)⑯ |
|  | ※　担当者からの意見により、居宅サービス計画の変更の必要がない場合においても、記録の記載について同様です。 |  | 平11老企22  第2の3(8)⑯ |
| １０－１４　居宅サービス計画の変更 | 居宅サービス計画を変更する際には、原則として、「１０－１　継続的かつ計画的な居宅サービス等の利用」から「１０－１０　担当者に対する個別サービス計画の提出依頼」までに規定された居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行っていますか。 | いる  　いない | 条例第16条第17号  平11老企22  第2の3(8)⑯ |
|  | ※　利用者の希望による軽微な変更を行う場合には、この必要はないものとします。 |  | 平11老企22  第2の3(8)⑯ |
|  | ※　次に掲げる項目及び項目に対する取扱いは、あくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものです。   |  |  | | --- | --- | | 項目 | 項目に対する取扱い | | ケアプランの軽微な変更の内容について（ケアプランの作成） | 「利用者の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）を行う場合には、居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行う必要はないものとする。」としているところである。 | | サービス提供の曜日変更 | 利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合 | | サービス提供の回数変更 | 同一事業所における週１回程度のサービス利用回数の増減のような場合 | | 利用者の住所変更 | 利用者の住所変更 | | 事業所の名称変更 | 単なる事業所の名称変更 | | 目標期間の延長 | 単なる目標設定期間の延長を行う場合（ケアプラン上の目標設定（課題や期間）を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合など） | | 福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合 | 福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更 | | 対象福祉用具の福祉用具貸与から特定福祉用具販売への変更 | 指定福祉用具貸与の提供を受けている対象福祉用具をそのまま特定福祉用具販売へ変更する場合 | | 目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更 | 目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更 | | 目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合 | 第１表の総合的な援助の方針や第２表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合 | | 担当介護支援専門員の変更 | 契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更（但し、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者と面識を有していること。）のような場合 | |  | 令3-0331  別添 |
| １０－１４　介護保険施設への紹介その他の便宜の提供 | 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、次に掲げる場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。   |  |  | | --- | --- | | ア | 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合 | | イ | 利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合 | | いる  　いない  　該当なし | 条例第16条第18号 |
|  | ※　介護保険施設はそれぞれ医療機能等が異なることに鑑み、主治医の意見を参考にする、主治医に意見を求める等をして介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。 |  | 平11老企22  第2の3(8)⑱ |
| １０－１５　介護保険施設との連携 | 介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第16条第19号 |
|  | ※　あらかじめ、居宅での生活における介護上の留意点等の情報を介護保険施設等の従業者から聴取する等の連携を図るとともに、居宅での生活を前提とした課題分析を行った上で居宅サービス計画を作成する等の援助を行うことが重要です。 |  | 平11老企22  第2の3(8)⑲ |
| １０－１６　居宅サービス計画の届出 | 居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助が中心である指定訪問介護）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出ていますか。   |  |  | | --- | --- | | 厚生労働大臣が定める回数 | | | 要介護１ | １月につき２７回 | | 要介護２ | １月につき３４回 | | 要介護３ | １月につき４３回 | | 要介護４ | １月につき３８回 | | 要介護５ | １月につき３１回 | | いる  　いない  　該当なし | 条例第16条第20号  平成30厚告218 |
|  | ※　生活援助が中心である指定訪問介護の利用回数が統計的に見て通常の居宅サービス計画よりかけ離れている場合には、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当です。届出にあたっては、当該月において作成又は変更（軽微な変更を除く。）した居宅サービス計画のうち一定回数以上の訪問介護を位置づけたものについて、翌月の末日までに市町村に届け出ることとします。なお、ここで言う当該月において作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画を言います。また、居宅サービス計画の届出頻度について、一度市町村が検証した居宅サービス計画の次回の届出は、１年後でよいものとします。 |  | 平11老企22  第2の3(8)⑳ |
|  | ※　当該利用者について、家族の支援を受けられない状況や認知症等があることその他事情により、訪問介護（生活援助中心型）の利用が必要である理由が居宅サービス計画の記載内容から分かる場合には、当該居宅サービス計画のみを提出すれば足り、別途理由書の提出を求めるものではありません。 |  | 平成30年度介護報酬改定に関する  Q&A(Vol.1)問134 |
|  | ※　厚生労働省が告示で定める回数以上の生活援助中心型サービスを位置づけたケアプランの届出先は、居宅介護支援事業所が所在する市町村ではなく、「利用者の保険者である市町村」です。 |  | 平成30年度介護報酬改定に関する  Q&A(Vol.7)問4 |
| １０－１７　居宅サービス計画の届出 | 勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下「サービス費」という。）の総額が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出ていますか。   |  |  | | --- | --- | | 厚生労働大臣が定める基準 | | | 居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係るサービス費の総額が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合 | ７０％以上 | | 訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合 | ６０％以上 | | いる  　いない  　該当なし | 条例第16条  第20号の2  令3厚告336 |
|  | ※　居宅サービス計画に位置づけられた居宅サービス等区分に係るサービスの合計単位数が区分支給限度基準額（単位数）に占める割合や訪問介護に係る合計単位数が居宅サービス等合計単位数に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合に、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当です。届出にあたっては、当該月において作成又は変更（軽微な変更を除く。）した居宅サービス計画に位置づけられたサービスが当該基準に該当する場合には、市町村に届け出ることとします。なお、ここでいう当該月において作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画をいいます。 　また、居宅サービス計画の届出頻度について、一度市町村が検証した居宅サービスの計画の次回の届出は、１年後でよいものとします。 |  | 平11 老企22  第2の3(8)㉑ |
| １０－１８　主治の医師等の意見等 | ①　利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めていますか。 | いる  　いない | 条例第16条第21号 |
|  | ※　訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認しなければなりません。 |  | 平11老企22  第2の(8)㉒ |
|  | ②　主治の医師等の意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付していますか。 | いる  　いない | 条例第16条第22号 |
|  | ※　交付の方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し支えありません。 |  | 平11老企22  第2の3(8)㉒ |
|  | ③　居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限り行っていますか。 | いる  　いない | 条例第16条第23号 |
|  | ④　医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあって、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第16条第23号 |
| １０－１９　短期入所生活介護及び短期入所療養介護の居宅介護サービス計画への位置付け | 居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第16条第24号 |
| ※　短期入所サービスの利用日数に係る「要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えない」という目安については、居宅サービス計画の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、要介護認定の有効期間の半数の日数以内であるかについて機械的な運用を求めるものではありません。 　従って、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を超えて短期入所サービスの利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることも可能です。 |  | 平11老企22  第2の3(8)㉓ |
| １０－２０　福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映 | ①　居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載していますか。 | いる  　いない | 条例第16条第25号 |
| ※　福祉用具貸与については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要があります。 　このため、介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、サービス担当者会議を開催し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載しなければなりません。 |  | 平11老企22  第2の3(8)㉔ |
|  | ②　対象福祉用具を居宅サービス計画に位置づける場合には、福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平11老企22  第2の3(8)㉔ |
|  | ※　選択制の対象福祉用具（固定用スロープ、歩行器（歩行車は除く）、単点杖（松葉づえを除く）、多点杖）を居宅サービス計画等に位置付ける場合、主治医意見書や診療情報提供書に福祉用具に関する記載がない場合、追加で医師に照会することが望ましいですが、主治医意見書や診療情報提供書、アセスメント等の情報から利用者の心身の状況を適切に把握した上で、貸与・販売の選択に必要な情報が得られているのであれば、必ずしも追加の照会は要しません。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関する  Q&A(Vol.1)問112  福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制について(厚生労働省) |
|  | ※　利用者の選択に当たって必要な情報としては、次に掲げる事項等が考えられます。   |  |  | | --- | --- | | ア | 利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見 | | イ | サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し | | ウ | 貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い | | エ | 長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること | | オ | 短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること | | カ | 国が示している福祉用具の平均的な利用月数  ※選択制の対象福祉用具の平均的な利用月数（出典：介護保険総合データベース）  ・　固定用スロープ：１３.２ヶ月  ・　歩行器：１１.０ヶ月  ・　単点杖：１４.６ヶ月  ・　多点杖：１４.３ヶ月 | |  | 令和6年度介護報酬改定に関する  Q&A(Vol.1)問101 |
|  | ③　福祉用具貸与については、居宅サービス計画作成後必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第16条第25号  平11老企22  第2の3(8)㉔ |
|  | ④　③が対象福祉用具の場合については、福祉用具専門相談員によるモニタリングの結果も踏まえていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平11老企22  第2の3(8)㉔ |
|  | ⑤　要介護１（自動排泄処理装置につては要介護２・３を含む）の利用者（以下「軽度者」という。）の居宅サービス計画に指定福祉用具貸与を位置付ける場合には、次に掲げる状態像の者であることを、当該軽度者の認定調査票で確認していますか。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | 福祉用具 | 厚生労働大臣が定める者 | 基本調査の結果 | | ア | 車いす及び車いす付属品 | 次のいずれかに該当する者 |  | | ａ | 日常的に歩行が困難な者 | 基本調査１－７  「３．できない」 | | ｂ | 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者 | － | | イ | 特殊寝台及び特殊寝台付属品 | 次のいずれかに該当する者 |  | | ａ | 日常的に起きあがりが困難な者 | 基本調査１－４  「３．できない」 | | ｂ | 日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査１－３  「３．できない」 | | ウ | 床ずれ防止用具及び体位変換器 | 日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査１－３  「３．できない」 | | エ | 認知症老人徘徊感知機器 | 次のいずれにも該当する者 |  | | ａ | 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者 | 基本調査３－１  「１．調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 | |  |  | 基本調査３－２  ～３－７のいずれか  「２．できない」 | |  |  | 基本調査３－８  ～４－１５のいずれか  「１．ない」以外 | |  |  | その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 | | ｂ | 移動において全介助を必要としない者 | 基本調査２－２  「４．全介助」以外 | | オ | 移動用リフト（つり具の部分を除く） | 次のいずれかに該当する者 |  | | ａ | 日常的に立ち上がりが困難な者 | 基本調査１－８  「３．できない」 | | ｂ | 移乗において一部介助又は全介助を必要とする者 | 基本調査２－１  「３．一部介助」  又は「４．全介助」 | | ｃ | 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 | － | | カ | 自動排泄処理装置 | 次のいずれにも該当する者 |  | | ａ | 排便において全介助を必要とする者 | 基本調査２－６  「４．全介助」 | | ｂ | 移乗において全介助を必要とする者 | 基本調査２－１  「４．全介助」 | | いる  　いない  　該当なし | 平11老企22  第2の3(8)㉔ア  平27厚告94  第31号イ  平12厚告91  別表第1  「軽度者の福祉用具貸与の例外的な利用(軽度者申請)について」(久喜市) |
|  | ⑥　該当する基本調査結果のない⑤アｂ及びオｃについては、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより判断していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 「軽度者の福祉用具貸与の例外的な利用(軽度者申請)について」(久喜市) |
|  | ⑦　⑥の判断した情報、経緯については記録していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 「軽度者の福祉用具貸与の例外的な利用(軽度者申請)について」(久喜市) |
|  | ⑧　当該軽度者の認定調査票の写しを指定福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、市より入手した認定調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を指定福祉用具貸与事業者へ送付していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平11老企22  第2の3(8)㉔イ |
|  | ⑨　当該軽度者が次のアからウまでのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議を通して適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断される者にあっては、市へ確認依頼書を提出して、軽度者申請の承認を受けていますか。   |  |  | | --- | --- | | ア | 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に⑤表の厚生労働大臣が定める者の状態像に該当する者  （例：パーキンソン病の治療薬によるＯＮ・ＯＦＦ現象） | | イ | 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに⑤表の厚生労働大臣が定める者の状態像に該当することが確実に見込まれる者  （例：がん末期の急速な状態悪化） | | ウ | 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から⑤表の厚生労働大臣が定める者の状態像に該当すると判断できる者  （例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避） |   　※　括弧内の状態は、あくまでもア～ウの状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎません。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、ア～ウの状態であると判断される場合もあり得ます | いる  　いない  　該当なし | 「軽度者の福祉用具貸与の例外的な利用(軽度者申請)について」(久喜市)  平12老企第36  第2の9(4)①ウ |
|  | ⑩　⑨の判断をした医師の所見及び医師の名前を居宅サービス計画に記載していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平11老企22  第2の3(8)㉔ウ |
|  | ⑪　指定福祉用具貸与事業者より、当該軽度者に係る医師の所見及び医師の名前について確認があったときには、利用者の同意を得て、適切にその内容について情報提供していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平11老企22  第2の3(8)㉔ウ |
| １０－２１　認定審査会意見等の居宅サービス計画への反映 | 利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第16条第27号 |
| １０－２２　指定介護予防支援事業者との連携 | 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第16条第28号 |
| １０－２３　指定介護予防支援業務の受託に関する留意点 | 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第16条第29号 |
| １０－２４　地域ケア会議への協力 | 地域ケア会議から、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討や、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第16条第30号 |
|  | ※　地域ケア会議は、個別ケースの支援内容の検討を通じて、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築及び個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握を行うことなどを目的としていることから、指定居宅介護支援事業者は、その趣旨・目的に鑑み、より積極的に協力することが求められます。 |  | 平11老企22  第2の3(8)㉘ |
| １１　法定代理受領サービス等に係る報告 | ①　毎月、市町村（審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出していますか。 | いる  　いない | 条例第17条第1項  平11老企22  第2の3(9)① |
|  | ②　居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第17条第2項 |
| １２　利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 | 次に掲げる場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。   |  |  | | --- | --- | | ア | 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合 | | イ | 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合 | | ウ | その他利用者からの申出があった場合 | | いる  　いない | 条例第18条 |
| １３　利用者に関する市への通知 | ①　利用者が、正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第19条第1号 |
|  | ②　利用者が、偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第19条第2号 |
| １４　管理者の責務 | ①　管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | いる  　いない | 条例第20条第1項 |
|  | ※　管理者は、日頃から業務が適正に執行されているか把握するとともに、従業者の資質向上や健康管理等、ワーク・ライフ・バランスの取れた働きやすい職場環境を醸成していくことが重要です。 |  | 平11老企22  第2の3(12) |
|  | ②　管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に、「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 | いる  　いない | 条例第20条第2項 |
| １５　運営規程 | 指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 事業の目的及び運営の方針 |  | | イ | 従業者の職種、員数及び職務内容 |  | | ウ | 営業日及び営業時間 |  | | エ | 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 |  | | オ | 通常の事業の実施地域 |  | | カ | 虐待の防止のための措置に関する事項 |  | | キ | その他運営に関する重要事項 |  | | いる  　いない | 条例第21条 |
|  | ※　職員については、介護支援専門員とその他の職員に区分し、員数及び職務内容を記載することとします。職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません（重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）。 |  | 平11老企22  第2の3(13)① |
|  | ※　指定居宅介護支援の提供方法及び内容については、利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載するものとします。 |  | 平11老企22  第2の3(13)② |
|  | ※　通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとします。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えて指定居宅介護支援が行われることを妨げるものではありません。 |  | 平11老企22  第2の3(13)③ |
|  | ※　虐待の防止のための措置に関する事項は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容です。 |  | 平11老企22  第2の3(13)④ |
| １６　勤務体制の確保等 | ①　利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。 | いる  　いない | 条例第22条第1項 |
|  | ※　指定居宅介護支援事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にします。 |  | 平11老企22  第2の3(14)① |
|  | ②　指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させていますか。 | いる  　いない | 条例第22条第2項 |
|  | ※　当該指定居宅介護支援事業所の従業者たる介護支援専門員が指定居宅介護支援を担当するべきことを規定したものであり、当該事業所と介護支援専門員の関係については、当該事業所の管理者の指揮命令が介護支援専門員に対して及ぶことが要件となりますが、雇用契約に限定されるものではないものです。 |  | 平11老企22  第2の3(14)② |
|  | ③　介護支援専門員の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。   |  | | --- | | 令和６年度研修内容（複数記入） | |  | |  | | 令和７年度研修内容（複数記入） | |  | |  | | いる  　いない | 条例第22条第3項 |
|  | ④　適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 事業主が講ずべき措置の具体的内容 | | | ａ | 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発  ・・・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 |  | | ｂ | 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  ・・・相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。   |  |  | | --- | --- | | 相談対応窓口 |  | |  | | イ | 事業主が講じることが望ましい取組例 | | | ｃ | 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 |  | | ｄ | 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等） |  | | ｅ | 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組） |  | | いる  　いない | 条例第22条第4項  平11老企22  第2の3(14)④ |
|  | ⑤　安心して相談できるよう相談時の対応方針として、次の事項（ア（例：ａ～ｃ）及びイ（例：ｄ、ｅ））を行っていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者に対して周知する |  | | ａ | 相談者・行為者等のプライバシーの保護のために必要な事項をあらかじめマニュアルに定め、相談窓口の担当者が相談を受けた際には、当該マニュアルに基づき対応する |  | | ｂ | 相談者・行為者等のプライバシーの保護のために、相談窓口の担当者に必要な研修を行う |  | | ｃ | 相談窓口においては相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じていることを、社内報、パンフレット、社内ホームページ等広報又は啓発のための資料等に掲載し、配布等する |  | | イ | 相談したこと等を理由に、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する |  | | ｄ | 就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書において、パワーハラスメントの相談等を理由として、労働者が解雇等の不利益な取扱いをされない旨を規定し、労働者に周知・啓発をする |  | | ｅ | 社内報、パンフレット、社内ホームページ等広報又は啓発のための資料等に、パワーハラスメントの相談等を理由として、労働者が解雇等の不利益な取扱いをされない旨を規定し、労働者に配布等する |  | | いる  　いない | 「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(令和2年厚生労働省告示第5号) |
|  | ※　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和４７年法律第１１３号）第１１条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和４１年法律第１３２号）第３０条の２第１項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。 |  | 平11老企22  第2の3(14)④ |
| １７　業務継続計画の策定等 | ①　以下の項目を記載した、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 感染症に係る業務継続計画 |  | | ａ | 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） |  | | ｂ | 初動対応 |  | | ｃ | 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） |  | | イ | 災害に係る業務継続計画 |  | | ｄ | 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） |  | | ｅ | 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） |  | | ｆ | 他施設及び地域との連携 |  | | いる  　いない | 条例第22条の2  第1項  平11老企22  第2の3(15)② |
|  | ※　各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。 |  | 平11老企22  第2の3(15)② |
|  | ②　介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | | 感染症 | 自然災害 | | 令和６年度実施日 | 研修 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | 訓練 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | 令和７年度実施日 | 研修 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | 訓練 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | 周知方法 | |  | | | いる  　いない | 条例第22条の2  第2項 |
|  | ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。 　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 |  | 平11老企22  第2の3(15)③ |
|  | ※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 |  | 平11老企22  第2の3(15)④ |
|  | ※　居宅介護支援事業所は基本、訪問系に該当し、例えば訪問系の場合、年間に感染症の研修が１回、自然災害の研修が１回ということではありません。特に災害の区分はなく、研修として年間に１回以上実施すれば構いません。同様に訓練についても、実施しなければなりません。 |  | 介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修  机上訓練の解説 |
|  | ③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 業務継続計画 | 策定日 | 変更日 | | 感染症 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | 自然災害 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | いる  　いない | 条例第22条の2  第3項 |
|  | ※　業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。 |  | 平11老企22  第2の3(15)① |
| １８　設備及び備品等 | 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 | いる  　いない | 条例第23条 |
|  | ※　事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業との同一の事務室であっても差し支えありません。なお、同一事業所において他の事業を行う場合に、業務に支障がないときは、それぞれの事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。 |  | 平11老企22  第2の3(16)① |
|  | ※　専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保することとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造としてください。 |  | 平11老企22  第2の3(16)② |
|  | ※　指定居宅介護支援に必要な設備及び備品等を確保してください。ただし、他の事業所及び施設等と同一敷地内にある場合であって、指定居宅介護支援の事業及び当該他の事業所及び施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所及び施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとします。 |  | 平11老企22  第2の3(16)③ |
| １９　従業者の健康管理 | 介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 | いる  　いない | 条例第24条 |
| ２０　感染症の予防及びまん延の防止のための措置 | ①　当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 令和６年度開催日 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | 令和７年度開催日 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | 周知方法 |  | | | いる  　いない | 条例第24条の2  第1号 |
|  | ※　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要です。なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。 （※）　身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、　　　感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 　感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 　また、感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 　なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 　感染対策委員会は、居宅介護支援事業所の従業者が１名である場合は、指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えありません。この場合にあっては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましいです。 |  | 平11老企22  第2の3(17)イ |
|  | ②　当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の項目を盛り込んだ事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 発生時における事業所内の連絡体制 |  | | イ | 関係機関への連絡体制 |  | | ウ | 平常時の対策（ａ、ｂ等） |  | | ａ | 事業所内の衛生管理（環境の整備等） |  | | ｂ | ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策） |  | | エ | 発生時の対応（ｃ～ｆ等） |  | | ｃ | 発生状況の把握 |  | | ｄ | 感染拡大の防止 |  | | ｅ | 医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携 |  | | ｆ | 行政等への報告 |  | | いる  　いない | 条例第24条の2  第2号  平11老企22  第2の3(17)ロ |
|  | ※　それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 |  | 平11老企22  第2の3(17)ロ |
|  | ③　当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 研修 | 訓練 | | 令和６年度実施日 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | 令和７年度実施日 | 令和　年　　月　　日 | 令和　年　　月　　日 | | いる  　いない | 条例第24条の2  第3号 |
|  | ※　介護支援専門員等に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。 　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 　なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 　また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施するものとします。 　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 |  | 平11老企22  第2の3(17)ハ |
| ２１　掲示 | ①　事業所の見やすい場所に、次の事項を掲示していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 運営規程の概要 |  | | イ | 介護支援専門員の勤務の体制 |  | | ウ | 事故発生時の対応 |  | | エ | 苦情処理の体制 |  | | オ | 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） |  | | カ | その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 |  | | いる  　いない | 条例第25条第1項  平11老企22  第2の3(18)① |
|  | ②　上記①の規定による掲示に代える場合、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第25条第2項 |
|  | ③　重要事項をウェブサイトに掲載していますか。   |  |  | | --- | --- | | 掲載先 |  | | いる  　いない | 条例第25条第3項 |
|  | ※　指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項を当該指定居宅介護支援事業者のウェブサイトに掲載することを規定したものですが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。なお、指定居宅介護支援事業者は、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、次に掲げる点に留意する必要があります。   |  |  | | --- | --- | | ア | 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 | | イ | 介護支援専門員の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、介護支援専門員の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 | | ウ | 年間の居宅介護サービス費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が１００万円以下である指定居宅介護支援事業者については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、ウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいこと。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、掲示は行う必要があるが、これを書面や電磁的記録による措置に代えることができること。 | |  | 平11老企22  第2の3(18)① |
| ２２　秘密保持等 | ①　介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | いる  　いない | 条例第26条第1項 |
|  | ②　介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | いる  　いない | 条例第26条第2項 |
|  | ※　具体的には、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものです。 |  | 平11老企22  第2の3(19)② |
|  | ③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | いる  　いない | 条例第26条第3項 |
|  | ※　この同意については、指定居宅介護支援事業者が、指定居宅介護支援開始時に、利用者及びその家族の代表から、連携するサービス担当者間で個人情報を用いることについて包括的に同意を得ることで足りるものです。 |  | 平11老企22  第2の3(19)③ |
| ２３　広告 | 指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。 | いる  　いない | 条例第27条 |
| ２４　指定居宅サービス事業者からの利益収受の禁止等 | ①　指定居宅介護支援事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の指定居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等をしていませんか。 | いる  　いない | 条例第28条第1項 |
| ※　居宅サービス計画があくまで利用者の解決すべき課題に即したものでなければならないという居宅介護支援の公正中立の原則の遵守をうたったものであり、例えば、指定居宅介護支援事業者又は指定居宅介護支援事業所の管理者が、同一法人系列の居宅サービス事業者のみを位置付けるように指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の居宅サービス事業者の利用を妨げることを指すものです。また、介護支援専門員は、居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けることがあってはなりません。ましてや指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員に同旨の指示をしてはなりません。 |  | 平11老企22  第2の3(20)① |
|  | ②　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。 | いる  　いない | 条例第28条第2項 |
|  | ③　指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該指定居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。 | いる  　いない | 条例第28条第3項 |
| ２５　苦情処理 | ①　自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、次に掲げる事項等の必要な措置を講じていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする |  | | イ | 相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載する |  | | ウ | 苦情処理の概要について事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載する |  | | いる  　いない | 条例第29条第1項  平11老企22  第2の3(21)④ |
|  | ②　①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第29条第2項 |
|  | ※　苦情に対し指定居宅介護支援事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定居宅介護支援事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の内容等を記載することを義務付けたものです。 　また、指定居宅介護支援事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきです。 |  | 平11老企22  第2の3(21)② |
|  | ③　自ら提供した指定居宅介護支援に関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第29条第3項 |
|  | ④　市からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市に報告していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第29条第4項 |
|  | ⑤　自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第29条第5項 |
|  | ⑥　指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第29条第6項 |
|  | ⑦　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑥の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第29条第7項 |
| ２６　事故発生時の対応 | ①　利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第30条第1項 |
|  | ※　利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。 |  | 平11老企22  第2の3(22)① |
|  | ②　①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第30条第2項 |
|  | ③　利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 条例第30条第3項 |
|  | ※　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか若しくは賠償資力を有することが望ましいです。 |  | 平11老企22  第2の3(22)② |
|  | ④　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平11老企22  第2の3(22)③ |
| ２７　虐待の防止 | 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定居宅介護支援事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成１７年法律第１２４号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。  ・虐待の未然防止  指定居宅介護支援事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常  に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、基本方針に位置付けられ  ているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要が  ある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者  としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。  ・虐待等の早期発見  指定居宅介護支援事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の  虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見  できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周  知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐  待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応を  すること。  ・虐待等への迅速かつ適切な対応  虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があ  り、指定居宅介護支援事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市  町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。  以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとします。 |  | 平11老企22  第2の3(23) |
|  | ①　指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っていますか。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 令和６年度開催日 | | 令和　　年　　月　　日 | | | 令和７年度開催日 | | 令和　　年　　月　　日 | | | 周知方法 | |  | | | 虐待防止検討委員会での検討事項 | | | | | ア | 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること | |  | | イ | 虐待の防止のための指針の整備に関すること | |  | | ウ | 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること | |  | | エ | 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること | |  | | オ | 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること | |  | | カ | 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること | |  | | キ | カの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること | |  | | いる  　いない | 条例第30条の2  第1号  平11老企22  第2の3(23)① |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。 　一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 　なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。 　また、テレビ電話装置等を活用して行う際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  | 平11老企22  第2の3(23)① |
|  | ※　小規模な事業者では、実質的に従業者が１名だけということがあり得ますが、このような事業所でも、虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会を定期的に実施してください。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用してください。 　例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられます。 　なお、委員会を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておくことに留意してください。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関する  Q&A(Vol.1)問170 |
|  | ②　次のような項目を盛り込んだ指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 |  | | イ | 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 |  | | ウ | 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 |  | | エ | 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 |  | | オ | 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 |  | | カ | 成年後見制度の利用支援に関する事項 |  | | キ | 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 |  | | ク | 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 |  | | ケ | その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |  | | いる  　いない | 条例第30条の2  第2号  平11老企22  第2の3(23)② |
|  | ③　指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。   |  |  | | --- | --- | | 令和６年度実施日 | 令和　　年　　月　　日 | | 令和７年度実施日 | 令和　　年　　月　　日 | | いる  　いない | 条例第30条の2  第3号 |
|  | ※　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定居宅介護支援事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 　職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護支援事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 　また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。 |  | 平11老企22  第2の3(23)③ |
|  | ※　小規模な事業者では、実質的に従業者が１名だけということがあり得ますが、このような事業所でも、虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく研修を定期的に実施してください。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用してください。 　例えば、研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられます。 　なお、研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておくことに留意してください。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関する  Q&A(Vol.1)問170 |
|  | ④　①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 担当者　職・氏名 | 職種： | 氏名： | | いる  　いない | 条例第30条の2  第4号 |
|  | ※　指定居宅介護支援事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。 （※）　身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 |  | 平11老企22  第2の3(23)④ |
| ２８　会計の区分 | 指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | いる  　いない | 条例第31条 |
|  | ※　具体的な会計処理の方法については、次に通知するところによるものです。   |  |  | | --- | --- | | ア | 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」  （平成１２年３月１０日老計第８号） | | イ | 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」  （平成１３年３月２８日老振発第１８号） | | ウ | 「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成２４年３月２９日老高発０３２９第１号） | |  | 平11老企22  第2の3(24) |
| ２９　記録の整備 | ①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | いる  　いない | 条例第32条第1項 |
|  | ②　利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 |  | | イ | 利用者ごとに次（ａ～ｄ）に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳 |  | | ａ | 居宅サービス計画 |  | | ｂ | アセスメントの結果の記録 |  | | ｃ | サービス担当者会議等の記録 |  | | ｄ | モニタリングの結果の記録 |  | | ウ | 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 |  | | エ | 市への通知に係る記録 |  | | オ | 苦情の内容等の記録 |  | | カ | 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  | | いる  　いない | 条例第32条第2項 |
|  | ※　「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。 |  | 平11老企22  第2の3(25) |
| ３０　電磁的記録等 | ①　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有形物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（被保険者証に関するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っていますか。 | 該当あり  　該当なし | 条例第34条第1項 |
|  | ※　電磁的記録について   |  |  | | --- | --- | | ア | 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること | | イ | 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること | | ａ | 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 | | ｂ | 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 | | ウ | その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、ア及びイに準じた方法によること | | エ | また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること | |  | 平11老企22  第5の1 |
|  | ②　指定居宅介護支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができます。 | 該当あり  　該当なし | 条例第34条第2項 |
|  | ※　電磁的方法について   |  |  | | --- | --- | | ア | 電磁的方法による交付は、基準第４条第２項から第８項までの規定に準じた方法によること | | イ | 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月１９日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること | | ウ | 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月１９日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること | | エ | その他、電磁的方法によることができるとされているものは、アからウまでに準じた方法によること。ただし、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと | | オ | また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること | |  | 平11老企22  第5の2 |
| 第４　変更の届出等 | | | |
| １　変更の届出等 | ①　指定居宅介護支援事業者は、次に定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅介護支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、１０日以内に、当該変更に係る事項について当該指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地を管轄する市長に届け出ていますか。   |  |  | | --- | --- | | ア | 事業所の名称及び所在地 | | イ | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 | | ウ | 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。） | | エ | 事業所の平面図 | | オ | 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 | | カ | 運営規程 | | キ | 介護支援専門員の氏名及びその登録番号 | | いる  　いない  　該当なし | 法第82条第1項  施行規則  第133条第1項 |
|  | ②　指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の１月前までに、次に掲げる事項を当該指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地を管轄する市長に届け出ていますか。   |  |  | | --- | --- | | ア | 廃止し、又は休止しようとする年月日 | | イ | 廃止し、又は休止しようとする理由 | | ウ | 現に指定居宅介護支援を受けている者に対する措置 | | エ | 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間 | | いる  　いない  　該当なし | 法第82条第2項  施行規則  第133条第3項 |
| 第５　介護給付費の算定及び取扱い | | | |
| １－１　居宅介護支援費 | ①　利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において給付管理票を提出している指定居宅介護支援事業者について、所定単位数を算定していますか。 | いる  　いない | 平12厚告20  別表イ注1 |
|  | ②　月の途中で、利用者が死亡し、又は施設に入所した場合等は、死亡、入所等の時点で居宅介護支援を行っており、かつ、当該月分の給付管理票を市町村（審査支払を国保連合会に委託している場合は、国保連合会）に届け出ている事業者について、居宅介護支援費を算定していますか。 | いる  　いない | 平12老企36  第3の1 |
|  | ③　月の途中で事業者の変更があった場合には、変更後の事業者についてのみ居宅介護支援費を算定していますか（ただし、月の途中で他の市町村に転出する場合を除く。）。 | いる  　いない | 平12老企36  第3の2 |
|  | ④　月の途中で要介護度が要介護１又は要介護２から、要介護３から要介護５までに変更となった場合の取扱いは、月末における要介護度区分に応じた報酬を請求していますか。 | いる  　いない | 平12老企36  第3の3 |
|  | ⑤　利用者が月の途中に他の市町村に転出する場合には、転出の前後のそれぞれの支給限度額は、それぞれの市町村で別々に管理することになることから、転入日の前日までの給付管理票と転入日以降の給付管理票も別々に作成していますか。 | いる  　いない | 平12老企36  第3の4 |
|  | ※　それぞれの給付管理票を同一の居宅介護支援事業者が作成した場合であっても、それぞれについて居宅介護支援費が算定されるものとします。 |  | 平12老企36  第3の4 |
|  | ⑥　サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月においても利用実績のない月については、給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費を請求していませんか。 | いる  　いない | 平12老企36  第3の5 |
|  | ※　病院若しくは診療所又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設（以下「病院等」という。）から退院又は退所する者等であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者については、当該利用者に対してモニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は請求することができます。なお、その際は居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録を残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこととします。 |  | 平12老企36  第3の5 |
| １－２　居宅介護支援費（Ⅰ） | ①　指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援を受ける１月当たりの利用者数に、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数（別に厚生労働大臣が定める地域に住所を有する利用者数を除く。）に３分の１を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数（常勤換算方法で算定した員数をいう。以下同じ。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）が４５未満である場合又は４５以上である場合において、４５未満の部分について居宅介護支援費（ⅰ）を算定していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 要介護１又は要介護２ | １，０８６単位 | | イ | 要介護３、要介護４又は要介護５ | １，４１１単位 | | いる  　いない  　該当なし | 平12厚告20  別表イ注1イ |
|  | ②　取扱件数が４５以上である場合において、４５以上６０未満の部分について居宅介護支援費（ⅱ）を算定していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 要介護１又は要介護２ | ５４４単位 | | イ | 要介護３、要介護４又は要介護５ | ７０４単位 | | いる  　いない  　該当なし | 平12厚告20  別表イ注1ロ |
|  | ③　取扱件数が４０以上である場合において、６０以上の部分について居宅介護支援費（ⅲ）を算定していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 要介護１又は要介護２ | ３２６単位 | | イ | 要介護３、要介護４又は要介護５ | ４２２単位 | | いる  　いない  　該当なし | 平12厚告20  別表イ注1ハ |
|  | ④　取扱件数の算定は、実際にサービスが利用され、給付管理を行い、報酬請求を行った件数としていますか。 | いる  　いない | 平成18年4月改定関係Q＆A(vol.2)  問32 |
|  | ※　単に契約をしているだけのケースについては、取扱件数にカウントしません。 |  | 平成18年4月改定関係Q＆A(vol.2)  問32 |
|  | ※　居宅介護支援費（ⅰ）、（ⅱ）又は（ⅲ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が古いものから順に、１件目から４４件目（常勤換算方法で１を超える数の介護支援専門員がいる場合にあっては、４５にその数を乗じた数から１を減じた件数（小数点以下の端数が生じる場合にあっては、その端数を切り捨てた件数）まで）については居宅介護支援費（ⅰ）を算定し、４５件目（常勤換算方法で１を超える数の介護支援専門員がいる場合にあっては、４５にその数を乗じた件数）以降については、取扱件数に応じ、それぞれ居宅介護支援費（ⅱ）又は（ⅲ）を算定してください。 |  | 平12老企36  第3の7(4) |
|  | ※　利用者数が介護支援専門員１人当たり４５件以上の場合における居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅰ）、居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅱ）又は居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅲ）の割り当てについて具体的な例は以下のとおりです。 【例１】  取扱件数８０人で常勤換算方法で１．６人の介護支援専門員がいる場合  ①　４５（件）×１．６（人）＝７２（人）  ②　７２（人）－１（人）＝７１（人）であることから、  １件目から７１件目については、居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅰ）を算定し、７２  件目から８０件目については、居宅介護支援費（Ⅰ)（ⅱ）を算定する。  【例２】  取扱件数１６０人で常勤換算方法で２．５人介護支援専門員がいる場合  ①　４５（件）×２．５（人）＝１１２．５（人）  ②　端数を切り捨てて１１２（人）であることから、  １件目から１１２件目については、居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅰ）を算定する。  １１３件目以降については、  ③　６０（件）×２．５（人）＝１５０（人）  ④　１５０（人）－１（人）＝１４９（人）であることから、  １１３件目から１４９件目については居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅱ）を算定し、  １５０件目から１６０件までは、居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅲ）を算定する。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関する  Q&A(Vol.1)問114 |
|  | ※　利用者については、契約日順に並べることとしていますが、居宅介護支援費の区分が異なる境目において、それぞれに当たる利用者の報酬単価が異なっていた場合については、報酬単価が高い利用者から先に並べることとし、区分切り替え後に報酬単価が低い利用者を位置付けることとします。 |  | 平成21年4月改定関係Q＆A(vol.1)  問59 |
|  | ⑤　居宅介護支援費（Ⅱ）を算定する場合は、居宅介護支援費（Ⅰ）を算定していませんか。 | いる  　いない | 平12厚告20  別表イ注1 |
| １－３　居宅介護支援費（Ⅱ） | ①　次に掲げる事項を行い、市長に対し、届出を行った指定居宅介護支援事業者が、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において給付管理票を提出している場合について、居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | ケアプランデータ連携システムの利用 |  | | イ | 事務職員の配置 |  | | いる  　いない  　該当なし | 平12厚告20  別表イ注2  平12老企36  第3の7(2) |
|  | ※　ケアプランデータ連携システムの利用申請をし、クライアントソフトをインストールしている場合に当該要件を満たしていることとなり、当該システムによる他の居宅サービス事業者とのデータ連携の実績は問いません。 |  | 平12老企36  第3の7(2) |
|  | ※　事務職員については、当該事業所の介護支援専門員が行う一連の業務等の負担軽減や効率化に資する職員としますが、その勤務形態は常勤の者でなくても差し支えありません。なお、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められます。勤務時間数については特段の定めを設けていませんが、当該事業所における業務の実情を踏まえ、適切な数の人員を配置する必要があります。 |  | 平12老企36  第3の7(3) |
|  | ※　事務職員の配置にあたっての当該事業所の介護支援専門員が行う一連の業務等については、介護支援専門員が行う直接的なケアマネジメント業務の他に、例えば、以下のような間接的なケアマネジメント業務も対象とします。  ＜例＞  ○　要介護認定調査関連書類関連業務  ・　書類の受領、打ち込み、複写、ファイリングなど  ○　ケアプラン作成関連業務  ・　関連書類の打ち込み、複写、ファイリングなど  ○　給付管理関連業務  ・　関連書類の打ち込み、複写、ファイリングなど  ○　利用者や家族との連絡調整に関する業務  ○　事業所との連絡調整、書類発送等業務  ○　保険者との連絡調整、手続きに関する業務  ○　給与計算に関する業務　等 |  | 令和6年度介護報酬改定に関する  Q&A(Vol.1)問115 |
|  | ※　事務職員の配置について、当該事業所の介護支援専門員が行う一連の業務等の負担軽減や効率化に資する職員については、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められますが、認められる場合についての具体例として、次のような場合に算定できます。これらの具体例を踏まえ、個々の状況等に応じて個別具体的に判断されるものです。  ＜例＞  ※　当該事業所の介護支援専門員が行う一連の業務等の負担軽減や効率化に資  することが前提  ・　法人内に総務部門の部署があり、事務職員を配置  ・　併設の訪問介護事業所に事務職員を配置 等 |  | 令和3年度介護報酬改定に関する  Q&A(Vol.3)問117 |
|  | ②　指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援を受ける１月当たりの利用者数に、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数（別に厚生労働大臣が定める地域に住所を有する利用者数を除く。）に３分の１を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数（常勤換算方法で算定した員数をいう。以下同じ。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）が５０未満である場合又は５０以上である場合において、５０未満の部分について居宅介護支援費（ⅰ）を算定していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 要介護１又は要介護２ | １，０８６単位 | | イ | 要介護３、要介護４又は要介護５ | １，４１１単位 | | いる  　いない  　該当なし | 平12厚告20  別表イ注2イ |
|  | ③　取扱件数が５０以上である場合において、５０以上６０未満の部分について居宅介護支援費（ⅱ）を算定していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 要介護１又は要介護２ | ５２７単位 | | イ | 要介護３、要介護４又は要介護５ | ６８３単位 | | いる  　いない  　該当なし | 平12厚告20  別表イ注2ロ |
|  | ④　取扱件数が４５以上である場合において、６０以上の部分について居宅介護支援費（ⅲ）を算定していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 要介護１又は要介護２ | ３１６単位 | | イ | 要介護３、要介護４又は要介護５ | ４１０単位 | | いる  　いない  　該当なし | 平12厚告20  別表イ注2ハ |
|  | ⑤　取扱件数の算定は、実際にサービスが利用され、給付管理を行い、報酬請求を行った件数としていますか。 | いる  　いない | 平成18年4月改定関係Q＆A(vol.2)  問32 |
|  | ※　単に契約をしているだけのケースについては、取扱件数にカウントしません。 |  | 平成18年4月改定関係Q＆A(vol.2)  問32 |
|  | ※　居宅介護支援費（ⅰ）、（ⅱ）又は（ⅲ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が古いものから順に、１件目から４９件目（常勤換算方法で１を超える数の介護支援専門員がいる場合にあっては、５０にその数を乗じた数から１を減じた件数（小数点以下の端数が生じる場合にあっては、その端数を切り捨てた件数）まで）については居宅介護支援費（ⅰ）を算定し、４９件目（常勤換算方法で１を超える数の介護支援専門員がいる場合にあっては、５０にその数を乗じた件数）以降については、取扱件数に応じ、それぞれ居宅介護支援費（ⅱ）又は（ⅲ）を算定してください。 |  | 平12老企36  第3の7(4) |
| ２　高齢者虐待防止措置未実施減算 | 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 別に厚生労働大臣が定める基準 | | | | ア | 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る |  | | イ | 事業所における虐待の防止のための指針を整備する |  | | ウ | 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する |  | | エ | ア～ウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く |  | | いる  　いない  　該当なし | 平12厚告20  別表イ注3  平27厚告95  第82号の2 |
|  | ※　高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、具体的には、上記ア～エを実施していない事実が生じた場合で、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとします。 |  | 平12老企36  第3の8 |
|  | ※　虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）の一つでも講じられていなければ減算となることに留意してください。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問167 |
|  | ※　運営指導等で行政機関が把握した高齢者虐待防止措置が講じられていない事実が、発見した日の属する月より過去の場合、過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となります。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問168 |
|  | ※　改善計画の提出の有無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えありません。当該減算は、事業所から改善計画が提出され、事実が生じた月から３か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続します。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問169 |
| ３　業務継続計画未策定減算 | 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平12厚告20  別表イ注4  平27厚告95  第82号の3 |
|  | ※　業務継続計画未策定減算については、基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとします。 |  | 平12老企36  第3の9 |
|  | ※　業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではなく、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となります。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問164 |
|  | ※　業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなります。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問166 |
| ４　同一建物減算 | ①　次に掲げる同一敷地内建物等に居住する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の１００分の９５に相当する単位数を算定していますか。   |  |  | | --- | --- | | ア | 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内 | | イ | 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と隣接する敷地内の建物 | | ウ | 指定居宅介護支援事業所と同一の建物 | | いる  　いない  　該当なし | 平12厚告20  別表イ注5 |
|  | ※　「同一敷地内建物等」とは、具体的には次の、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当し、当該指定居宅介護支援事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定居宅介護支援事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものです。   |  |  | | --- | --- | | ア | 一体的な建築物として、当該建物の１階部分に指定居宅介護支援事業所がある | | イ | 当該建物と渡り廊下でつながっている | |  | 平12老企36  第3の10(1) |
|  | ②　指定居宅介護支援事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に２０人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の１００分の９５に相当する単位数を算定していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平12厚告20  別表イ注5 |
|  | ※　「指定居宅介護支援事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に２０人以上居住する建物」とは、同一敷地内建物等の定義に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定居宅介護支援事業所の利用者が２０人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではありません。 |  | 平12老企36  第3の10(2)① |
|  | ③　②の利用者数は、当該月において当該指定居宅介護支援事業者が提出した給付管理票に係る利用者のうち、該当する建物に居住する利用者の合計としていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の10(2)② |
|  | ※　本取扱いは、指定居宅介護支援事業所と建築物の位置関係により、効率的な居宅介護支援の提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本取扱いの適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意してください。具体的には、次のような場合を一例として、居宅介護支援の提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではありません。   |  |  | | --- | --- | | ア | 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 | | イ | 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 | |  | 平12老企36  第3の10(3) |
|  | ※　同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定居宅介護支援事業所の指定居宅介護支援事業者と異なる場合であっても該当するものです。 |  | 平12老企36  第3の10(4) |
| ５　運営基準減算 | ①　次に定める規定に適合していない場合には、運営基準減算として、所定単位数の１００分の５０に相当する単位数を算定していますか。   |  |  | | --- | --- | | ア | 内容の説明 | | イ | アセスメントに当たっての居宅訪問による面接 | | ウ | 計画原案に係るサービス担当者会議の開催 | | エ | 居宅サービス計画原案の説明と同意 | | オ | 居宅サービス計画の利用者及び担当者への交付 | | カ | １月１回の面接及びモニタリング記録 | | キ | 更新認定時等のサービス担当者会議の開催 | | ク | 計画変更時の準用 | | いる  　いない  　該当なし | 平12厚告20  別表イ注6  平27厚告95  第82号 |
|  | ※　当該減算は､居宅介護支援の質の向上を図る観点から､居宅介護支援の体制や居宅サービス計画に応じた評価を行うことを目的としており､利用者ごとに適用されます。 |  | 介護報酬に係るQ&A  問1 |
|  | ※　担当者に対する個別サービス計画の提出は、運営基準減算の対象ではありませんが、居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から導入するものであることから、その趣旨目的を踏まえ、適切に取り組んでください。 |  | 平成27年度介護報酬改定に関する  Q&A(Vol.1)問181 |
|  | ※　これは適正なサービスの提供を確保するためのものであり、運営基準に係る規定を遵守するよう努めるものとします。市長は、当該規定を遵守しない事業所に対しては、遵守するよう指導します。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとします。 |  | 平12老企36  第3の6 |
|  | ②　指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行っていますか。 | いる  　いない | 平12老企36  第3の6(1) |
|  | ※　説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 |  | 平12老企36  第3の6(1) |
|  | ③　居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たっては、次の場合に該当していませんか。   |  |  | | --- | --- | | ア | 事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない | | イ | 事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない（やむを得ない事情がある場合を除く。以下同じ。） | | ウ | 事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない | | いる  　いない | 平12老企36  第3の6(2) |
|  | ※　該当する場合には、当該居宅サービス計画に係る月（以下「当該月」という。）から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 |  | 平12老企36  第3の6(2) |
|  | ④　次に掲げる場合において、事業所の介護支援専門員は、サービス担当者会議等を行っていますか。   |  |  | | --- | --- | | ア | 居宅サービス計画を新規に作成した場合 | | イ | 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合 | | ウ | 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け  た場合 | | いる  　いない | 平12老企36  第3の6(3) |
|  | ※　サービス担当者会議等を行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 |  | 平12老企36  第3の6(3) |
|  | ⑤　居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、事業所の介護支援専門員が次に掲げるいずれかの方法により、利用者に面接していますか。   |  |  | | --- | --- | | ア | １月に１回、利用者の居宅を訪問することによって行う方法 | | イ | 次（ａ及びｂ）のいずれにも該当する場合であって、２月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う方法 | | ａ | テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ている | | ｂ | サービス担当者会議等において、次（あ、い、う）に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ている | | あ | 利用者の心身の状況が安定していること | | い | 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること | | う | 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること | | いる  　いない | 平12老企36  第3の6(4)① |
|  | ※　利用者に面接していない場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 |  | 平12老企36  第3の6(4)① |
|  | ⑥　居宅サービス計画の作成後、モニタリングに当たって、事業所の介護支援専門員はモニタリングの結果を記録していますか。 | いる  　いない | 平12老企36  第3の6(4)② |
|  | ※　事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が１月以上継続する場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 |  | 平12老企36  第3の6(4)② |
|  | ⑦　運営基準減算が２月以上継続している場合は、所定単位数は算定していませんか。 | いる  　いない  　該当なし | 平12厚告20  別表イ注6 |
|  | ※　当該減算の適用月は２月目からとします。  　＜例＞   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ４月 | ５月 | ６月 | | ５０/１００  減算適用 | 算定しない | 算定しない | |  | 介護報酬に係るQ&A  問2 |
| ６　特定事業所集中減算 | ①　正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において前６月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が１００分の８０を超えている場合は、特定事業所集中減算として、１月につき２００単位を所定単位数から減算していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平12厚告20  別表イ注10  平27厚告95  第83号 |
|  | ②　毎年度２回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象としていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 判定期間 | 減算適用期間 | | ア | 前期（３月１日から８月末日） | １０月１日から３月３１日まで | | イ | 後期（９月１日から２月末日） | ４月１日から９月３０日まで | | いる  　いない | 平12老企36  第3の13(1) |
|  | ※　減算の要件に該当した場合は、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用します。 |  | 平12老企36  第3の13(1) |
|  | ③　各事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護サービス等が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算していますか。 | いる  　いない | 平12老企36  第3の13(2) |
|  | ※　訪問介護サービス等のいずれかについて８０％を超えた場合に減算します。 |  | 平12老企36  第3の13(2) |
|  | ④　訪問介護サービス等それぞれについて、当該サービスを位置付けた計画数（分母）は、各月１人１件として数えていますか。 | いる  　いない | 「居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適正な適用について」(令和6年8月13日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡)別紙 |
|  | ⑤　訪問介護サービス等それぞれについて、当該サービスに係る紹介率最高法人を位置付けた計画数（分子）は、次に掲げる事項を満たしていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 紹介率最高法人の運営する同一サービス事業所が複数ある場合に全部の事業所に係る計画数を集計している |  | | イ | 他の市区町村に所在する同じ法人が運営する同一サービス事業所に係る計画数を集計している |  | | ウ | 居宅介護支援事業所と同じ法人が運営する訪問介護サービス等事業所を含めて計画数を集計している |  | | いる  　いない | 「居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適正な適用について」(令和6年8月13日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡)別紙 |
|  | ※　居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えありません。 |  | 「居宅介護支援における特定事業所集中減算(通所介護・地域密着型通所介護)の取扱いについて」(平成28年5月30日事務連絡)  平成30年度介護報酬改定に関する  Q＆A(Vol.1)問135 |
|  | ⑥　判定期間が前期の場合については９月１５日までに、判定期間が後期の場合については３月１５日までに、次に掲げる事項を記載した書類を作成していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 判定期間における居宅サービス計画の総数 |  | | イ | 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数 |  | | ウ | 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名 |  | | エ | ③の算定方法で計算した割合 |  | | オ | ③の算定方法で計算した割合が８０％を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由 |  | | いる  　いない | 平12老企36  第3の13(3) |
|  | ⑦　計算した割合が８０％を超えた場合については、⑥の書類を市長に提出していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の13(3) |
|  | ⑧　計算した割合が８０％を超えなかった場合についても、⑥の書類は、各事業所において５年間保存していますか。 | いる  　いない | 平12老企36  第3の13(3) |
|  | ⑨　正当な理由は、次のようなものに該当していますか。   |  |  | | --- | --- | | ア | 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に５事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合 | | イ | 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合 | | ウ | 判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が２０件以下であるなど事業所が小規模である場合 | | エ | 判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が１月当たり平均１０件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合 | | オ | サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合 | | カ | その他正当な理由と市長が認めた場合 | | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の13(4) |
|  | ⑩　⑨オについては、個々にその可否を判断することととなりますが、少なくとも次のいずれも満たしていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 「サービスの質が高い」とする理由が介護サービスに関するものであり、利用者のみならず一般の被保険者以外の人にも納得できるものである |  | | イ | 「サービスの質が高い」ことを判断する資料は、パンフレット、ホームページなどで一般でも容易に取得できる |  | | ウ | 「サービスの質が高い」ことを判断する理由の根拠となる資料は、当該事業所の恣意的な操作を排除した方法で得られたものであることが明らかである |  | | エ | 利用者がその資料等を基に当該事業所を選択した経緯が記録（第６票等）などの書類で明示されている |  | | いる  　いない  　該当なし | 「「正当な理由」の判断基準」(平成28年3月4日埼玉県福祉部高齢者福祉課通知) |
|  | ※　居宅サービス計画に位置づけるサービスについては、個々の利用者の状況等に応じて個別具体的に判断されるものであることから、⑨オについて、意見・助言を受けている事例がある場合、当該事例の件数を除外して計算してください。 |  | 平成27年度介護報酬改定に関する  Q&A(vol.2)問28 |
| ７　サービス種類相互間の算定関係 | 利用者が月を通じて次のいずれかのサービスを受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費を算定していませんか。   |  |  | | --- | --- | | ア | 特定施設入居者生活介護（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。） | | イ | 小規模多機能型居宅介護（短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。） | | ウ | 認知症対応型共同生活介護（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。） | | エ | 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。） | | オ | 複合型サービス（短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。） | | いる  　いない | 平12厚告20  別表イ注11 |
| ８　初回加算 | ①　新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、１月につき３００単位を加算していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 | | | | ア | 新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合 |  | | イ | 要介護状態区分が２区分以上変更された利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合 |  | | いる  　いない  　該当なし | 平12厚告20  別表ロ  平27厚告94  第56号 |
|  | ※　新規に居宅サービス計画を作成する場合の「新規」の考え方については、契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去２月以上、当該指定居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合を指します。 |  | 平成21年4月改定  関係Q＆A(vol.1)  問62 |
|  | ※　初回加算は、具体的には次のような場合に算定されます。   |  |  | | --- | --- | | ア | 新規に居宅サービス計画を作成する場合 | | イ | 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 | | ウ | 要介護状態区分が２区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合 | |  | 平12老企36  第3の12 |
|  | ※　指定居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を提供していた利用者について、要介護認定を受け、引き続き当該事業所が居宅介護支援を提供する場合においては、指定介護予防支援事業所の利用実績は問わないため、初回加算の算定は可能です。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関する  Q&A(Vol.3)問6 |
|  | ②　運営基準減算に該当する場合、当該加算を算定していませんか。 | いる  　いない  　該当なし | 平12厚告20  別表ロ |
| ９　特定事業所加算 | ①　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し、届出を行った指定居宅介護支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 特定事業所加算（Ⅰ） | | ５１９単位 | | | ア | 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を２名以上配置している  ※　ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。 | |  | | イ | 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を３名以上配置している  ※　ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。 | |  | | ウ | 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催する | |  | | エ | ２４時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している | |  | | オ | 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護３、要介護４又は要介護５である者の占める割合が１００分の４０以上である | |  | | カ | 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している | |  | | キ | 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供している | |  | | ク | 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している | |  | | ケ | 特定事業所集中減算の適用を受けていない | |  | | コ | 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員１人当たり４５名未満である  ※　ただし、居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は５０名未満 | |  | | サ | 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している | |  | | シ | 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している | |  | | ス | 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している | |  | | 特定事業所加算（Ⅱ） | | ４２１単位 | | | ア | 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置している  ※　ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。 | |  | | イ | 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を３名以上配置している  ※　ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。 | |  | | ウ | 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催する | |  | | エ | ２４時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している | |  | | オ | 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している | |  | | カ | 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供している | |  | | キ | 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している | |  | | ク | 特定事業所集中減算の適用を受けていない | |  | | ケ | 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員１人当たり４５名未満である  ※　ただし、居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は５０名未満 | |  | | コ | 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している | |  | | サ | 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している | |  | | シ | 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している | |  | | 特定事業所加算（Ⅲ） | | ３２３単位 | | | ア | 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置している  ※　ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。 | |  | | イ | 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を２名以上配置している  ※　ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。 | |  | | ウ | 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催する | |  | | エ | ２４時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している | |  | | オ | 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している | |  | | カ | 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供している | |  | | キ | 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している | |  | | ク | 特定事業所集中減算の適用を受けていない | |  | | ケ | 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員１人当たり４５名未満である  ※　ただし、居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は５０名未満 | |  | | コ | 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している | |  | | サ | 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している | |  | | シ | 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している | |  | | 特定事業所加算（Ａ） | | １１４単位 | | | ア | 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置している  ※　ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。 | |  | | イ | 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を１名以上配置している  ※　ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。 | |  | | ウ | 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常勤換算方法で１以上配置している  ※　ただし、当該介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。 | |  | | ウ | 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催する | |  | | エ | ２４時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している  ※　ただし、他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たすこととしても差し支えないものとする。 | |  | | オ | 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している  ※　ただし、他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たすこととしても差し支えないものとする。 | |  | | カ | 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供している | |  | | キ | 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している | |  | | ク | 特定事業所集中減算の適用を受けていない | |  | | ケ | 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員１人当たり４５名未満である  ※　ただし、居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は５０名未満 | |  | | コ | 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している  ※　ただし、他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たすこととしても差し支えないものとする。 | |  | | サ | 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している  ※　ただし、他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たすこととしても差し支えないものとする。 | |  | | シ | 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している | |  | | いる  　いない  　該当なし | 平12厚告20  別表ハ  平27厚告95  第84号 |
|  | ※　特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものです。 |  | 平12老企36  第3の14(1) |
|  | ②　特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）又は（Ａ）の対象となる事業所については、基本的な取扱方針として、次の項目を満たしていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所である |  | | イ | 常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居宅介護支援事業所である |  | | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の14(2) |
|  | ③　特定事業所加算（Ⅰ）を算定する事業所においては、常勤かつ専従の介護支援専門員３名とは別に、主任介護支援専門員２名を置いていますか（少なくとも主任介護支援専門員２名及び介護支援専門員３名の合計５名を常勤かつ専従で配置する必要がある）。 | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の14(3)② |
|  | ④　「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」の議題については、少なくとも次のような議事を含めていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 |  | | イ | 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策 |  | | ウ | 地域における事業者や活用できる社会資源の状況 |  | | エ | 保健医療及び福祉に関する諸制度 |  | | オ | ケアマネジメントに関する技術 |  | | カ | 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 |  | | キ | その他必要な事項 |  | | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の14(3)③ |
|  | ⑤　「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」の議事については、記録を作成し、２年間保存していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の14(3)③ |
|  | ⑥　「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」の開催頻度は、おおむね週１回以上としていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の14(3)③ |
|  | ※　会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  | 平12老企36  第3の14(3)③ |
|  | ※　２４時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることを言うものであり、当該事業所の介護支援専門員が輪番制による対応等も可能です。 |  | 平12老企36  第3の14(3)④ |
|  | ⑦　携帯電話等の転送による２４時間の連絡対応を可能とした特定事業所加算（Ａ）算定事業所については、連携先事業所の利用者に関する情報を共有することから、次の項目を満たしていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 秘密保持の規定の遵守 |  | | イ | 利用者又はその家族に対し、当該加算算定事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行い、同意を得る |  | | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の14(3)④ |
|  | ⑧　要介護３、要介護４又は要介護５の者の割合が４０％以上であることについては、毎月その割合を記録していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の14(3)⑤ |
|  | ※　当該加算を算定する事業所については、積極的に支援困難ケースに取り組むべきこととされているものであり、こうした割合を満たすのみではなく、それ以外のケースについても、常に積極的に支援困難ケースを受け入れるべきものです。  　また、「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合」に該当するケースについては、例外的に上記の４０％要件の枠外として取り扱うことが可能です（すなわち、当該ケースについては、要介護３、要介護４又は要介護５の者の割合の計算の対象外として取り扱うことが可能です。）。 |  | 平12老企36  第3の14(3)⑤ |
|  | ⑨　「計画的に研修を実施していること」については、当該事業所における介護支援専門員の資質向上のための研修体系と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の14(3)⑥ |
|  | ⑩　管理者は、研修目標の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の14(3)⑥ |
|  | ⑪　自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるため、常に地域包括支援センターとの連携を図っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の14(3)⑦ |
|  | ※　「家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等の高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」については、事例検討会、研修等に参加していることを確認できればよく、これらの対象者に対し支援を行った実績は要しません。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関する  Q&A(Vol.1)問117 |
|  | ※　「家族に対する介護等を日常的に行っている児童」とは、いわゆるヤングケアラーのことを指しています。  　　また、対象となる事例検討会、研修等については、利用者に対するケアマネジメントを行う上で必要な知識・技術を修得するためのものであれば差し支えありません。 |  | 平12老企36  第3の14(3)⑧ |
|  | ※　特定事業所加算の趣旨を踏まえ、単に特定事業所集中減算の適用になっていないのみならず、特定事業所加算の趣旨を踏まえた、中立公正を確保し、実質的にサービス提供事業者からの独立性を確保した事業所である必要があります。 |  | 平12老企36  第3の14(3)⑨ |
|  | ※　取り扱う利用者数については、原則として事業所単位で平均して介護支援専門員１名当たり４５名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は５０名未満）であれば差し支えないこととしますが、不当に特定の者に偏るなど、適切なケアマネジメントに支障がでることがないよう配慮しなければなりません。 |  | 平12老企36  第3の14(3)⑩ |
|  | ※　「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等への協力又は協力体制とは、現に研修における実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることをいいます。そのため、当該指定居宅介護支援事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにしてください。 |  | 平12老企36  第3の11(3)⑪ |
|  | ⑫　事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の11(3)⑫ |
|  | ※　当該加算算定事業所は、質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する立場にあることから、同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施していかなければなりません。 |  | 平12老企36  第3の11(3)⑫ |
|  | ※　特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）及び（Ａ）において要件とされた、「必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること」については、必要性を検討した結果、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスを位置付けたケアプランが事業所の全てのケアプランのうち１件もない場合についても算定できます。なお、検討の結果位置付けなかった場合、当該理由を説明できるようにしてください。 |  | 令和3年度介護報酬改定に関する  Q&A(Vol.3)問113 |
|  | ⑬　特定事業所加算（Ⅱ）を算定する事業所においては、常勤かつ専従の介護支援専門員３名とは別に、主任介護支援専門員を置いていますか（少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員３名の合計４名を常勤かつ専従で配置する必要がある）。 | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の14(3)⑭ |
|  | ⑭　特定事業所加算（Ⅲ）を算定する事業所においては、常勤かつ専従の介護支援専門員２名とは別に、主任介護支援専門員を置いていますか（少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員２名の合計３名を常勤かつ専従で配置する必要がある）。 | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の14(3)⑮ |
|  | ⑮　特定事業所加算（Ａ）を算定する事業所においては、常勤かつ専従の介護支援専門員１名並びに常勤換算方法で１の介護支援専門員とは別に、主任介護支援専門員を置いていますか（少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員１名の合計２名を常勤かつ専従で配置するとともに、介護支援専門員を常勤換算方法で１の合計３名を配置する必要がある）。 | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の14(3)⑯ |
|  | ⑯　介護保険法に基づく情報公表を行うほか、積極的に特定事業所加算取得事業所である旨を表示するなど利用者に対する情報提供を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の14(3)⑰ |
|  | ⑰　利用者に対し、特定事業所加算取得事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行っていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の14(3)⑰ |
|  | ⑱　毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、２年間保存していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の14(4)  平成18年4月改定関係Q&A(vol.2)  問35 |
|  | ※　平成１８年４月改定関係Ｑ＆Ａ（ｖｏｌ.２）問３５で示された標準様式の内容は、現在の算定要件と異なっているため注意してください。 |  |  |
|  | ⑲　特定事業所加算（Ⅰ）、特定事業所加算（Ⅱ）、特定事業所加算（Ⅲ）又は特定事業所加算（Ａ）のいずれかの加算を算定している場合においては、特定事業所加算（Ⅰ）、特定事業所加算（Ⅱ）、特定事業所加算（Ⅲ）又は特定事業所加算（Ａ）のその他の加算は算定していませんか。 | いる  　いない  　該当なし | 平12厚告20  別表ハ |
| １０　特定事業所医療介護連携加算 | ①　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し、届出を行った指定居宅介護支援事業所は、１月につき１２５単位を加算していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 別に厚生労働大臣が定める基準 | | | | ア | 前々年度の３月から前年度の２月までの間において退院・退所加算（Ⅰ）イ、（Ⅰ）ロ、（Ⅱ）イ、（Ⅱ）ロ又は（Ⅲ）の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数の合計が３５回以上である |  | | イ | 前々年度の３月から前年度の２月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を１５回以上算定している【経過措置あり】 |  | | ウ | 特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定している |  | | いる  　いない  　該当なし | 平12厚告20  別表ニ  平27厚告95  第84号の2 |
|  | ※　当該加算の対象となる事業所においては、日頃から医療機関等との連携に関する取組をより積極的に行う事業所であることが必要となります。 |  | 平12老企36  第3の15(1) |
|  | ②　退院・退所加算の算定実績に係る要件については、退院・退所加算の算定回数ではなく、その算定に係る病院等との連携回数で判定していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の15(2)ア |
|  | ③　ターミナルケアマネジメント加算の算定実績に係る要件について、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間は、令和６年３月におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に３を乗じた数に令和６年４月から令和７年２月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が１５回以上となっていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の15(2)イ |
|  | ※　特定事業所医療介護連携加算は、質の高いケアマネジメントを提供する体制のある事業所が医療・介護連携に総合的に取り組んでいる場合に評価を行うものであるから、他の用件を満たす場合であっても、特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）のいずれかを算定していない月は算定できません。 |  | 平12老企36  第3の15(2)ウ |
| １１　入院時情報連携加算 | ①　利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算していますか。   |  |  | | --- | --- | | 入院時情報連携加算（Ⅰ） | ２５０単位 | | 利用者が病院又は診療所に入院した日（入院の日以前に当該利用者に係る情報を提供した場合には当該情報を提供した日を含み、指定居宅介護支援事業所における運営規程に定める営業時間終了後に、又は運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業日以外の日に入院した場合には当該入院した日の翌日を含む。）のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している | | | 入院時情報連携加算（Ⅱ） | ２００単位 | | 利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日（入院時情報連携加算（Ⅰ）に規定する入院した日を除き、運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業時間終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して３日目が運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業日以外の日に当たるときは、当該営業日以外の日の翌日を含む。）に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している | | | いる  　いない  　該当なし | 平12厚告20  別表ホ  平27厚告95  第85号 |
|  | ※　入院日以前の情報提供について、入院何日前から認められるかの特段の定めは設けていませんが、情報提供日から実際の入院日までの間隔があまりにも空きすぎている場合には、入院の原因等も踏まえた上で適切に判断してください。 |  | 令和6年度介護報酬改定に関する  Q&A(Vol.1)問118 |
|  | ※　入院したタイミングによって算定可能な日数の、具体的な例示は下図のとおりです。  　☆…入院　★…入院（営業時間外）　　情報提供   |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 営業日 | 営業日以外 | 営業日以外 | 営業日 | 営業日 | 営業日以外 | 営業日 | | 加算（Ⅰ） | ☆  　　★ | ★ | ★ | ★ |  |  |  | | 加算（Ⅱ） | ☆  　　★ | ★ | ★ | ☆  　　★ | ☆ |  |  | |  | 令和6年度介護報酬改定に関する  Q&A(Vol.1)問119 |
|  | ②　提供する「必要な情報」とは、具体的に、次の項目を満たしていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 当該利用者の入院日 |  | | イ | 心身の状況（例えば、疾患・病歴、認知症の有無や徘徊等の行動の有無など） |  | | ウ | 生活環境（例えば、家族構成、生活歴、介護者の介護方法や家族介護者の状況など） |  | | エ | サービスの利用状況 |  | | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の16(1)  平21-0313001  「入院時情報提供書＜在宅版＞」 |
|  | ③　次の項目等を居宅サービス計画等に記録していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 情報提供を行った日時 |  | | イ | 情報提供を行った場所（医療機関へ出向いた場合） |  | | ウ | 情報提供を行った内容 |  | | エ | 情報提供を行った提供手段（面談、ＦＡＸ等） |  | | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の16(1) |
|  | ※　情報提供の方法としては、居宅サービス計画等の活用が考えられます。 |  | 平12老企36  第3の16(1) |
|  | ④　先方と口頭でのやりとりがない方法（ＦＡＸやメール、郵送等）により情報提供を行った場合には、先方が受け取ったことを確認するとともに、確認したことについて居宅サービス計画等に記録していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平成30年度介護報酬改定に関する  Q&A(Vol.1)問139 |
| １２　退院・退所加算 | ①　病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護福祉施設サービスの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。）し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき１回を限度として所定単位数を加算していますか。   |  |  | | --- | --- | | 退院・退所加算（Ⅰ） イ | ４５０単位 | | 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により１回受けている | | | 退院・退所加算（Ⅰ） ロ | ６００単位 | | 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより１回受けている | | | 退院・退所加算（Ⅱ） イ | ６００単位 | | 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により２回以上受けている | | | 退院・退所加算（Ⅱ） ロ | ７５０単位 | | 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を２回受けており、うち１回以上はカンファレンスによる | | | 退院・退所加算（Ⅲ） | ９００単位 | | 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を３回以上受けており、うち１回以上はカンファレンスによる | | | いる  　いない  　該当なし | 平12厚告20  別表ヘ  平27厚告95  第85号の2 |
|  | ※　当該利用者が居宅サービス又は地域密着型サービスの利用を開始した月に当該加算を算定します。 　ただし、利用者の事情等により、退院が延長した場合については、利用者の状態の変化が考えられるため、必要に応じて、再度保険医療機関等の職員と面談等を行い、直近の情報を得ることとします。なお、利用者の状態に変化がないことを電話等で確認した場合は、保険医療機関等の職員と面談等を行う必要はありません。 |  | 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)  問65 |
|  | ②　退院・退所日が属する日の翌月末までにサービスが提供されなかった場合は、当該加算は算定していませんか。 | いる  　いない  　該当なし | 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)  問66 |
|  | ※　退院・退所加算については、医療と介護の連携の強化・推進を図る観点から、退院・退所時に、病院等と利用者に関する情報共有等を行う際の評価を行うものです。また、当該情報に基づいた居宅サービス計画を作成することにより、利用者の状態に応じた、より適切なサービスの提供が行われるものと考えられることから、利用者が当該病院等を退院・退所後、一定期間サービスが提供されなかった場合は、その間に利用者の状態像が変化することが想定されるため、行われた情報提供等を評価することはできないものです。  ＜例＞ 退院・退所日  6/20　　　　　6/27　　　　7/1　　　　　　　　8/1  退院・退所日が決まり、病院等の職員と面談等を行い、居宅サービス計画を作成  　　　　　　　　　　　　サービス提供なし　　　　　８月から  サービス提供開始  算定不可 |  | 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)  問66 |
|  | ※　利用者に関する必要な情報については、別途定めることとします。 |  | 平12老企36  第3の17(1)  平21-0313001  「退院・退所情報記録書」 |
|  | ※　退院・退所加算については、入院又は入所期間中１回（医師等からの要請により退院に向けた調整を行うための面談に参加し、必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合を含む。）のみ算定することができます。また、面談は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  | 平12老企36  第3の17(2) |
|  | ※　「医師等からの要請により～」とありますが、医師等から要請がない場合でも、介護支援専門員が、あらかじめ医療機関等の職員と面談に係る日時等の調整を行った上で、情報を得た場合は算定可能です。 |  | 平成24年度介護報酬改定に関する  Q&A(Vol.2)問19 |
|  | ③　退院又は退所する病院等に応じ、カンファレンスは以下のとおりとしていますか。   |  |  | | --- | --- | | 病院又は診療所 | | | ア | 入院中の保健医療機関の保険医又は看護師等が、以下の①から⑥のうちいずれか３者と共同して指導を行う  ①　在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等  ②　保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士  ③　保険薬局の保険薬剤師  ④　訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）、理学療  法士、作業療法士若しくは言語聴覚士  ⑤　介護支援専門員  ⑥　相談支援専門員 | | イ | 退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する | | 地域密着型介護老人福祉施設 | | | ア | 入所者への援助及び居宅介護支援事業者への情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議である  ※　ただし、地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。 | | イ | 退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する | | 介護老人福祉施設 | | | ア | 入所者への援助及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議である  ※　ただし、介護老人福祉施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。 | | イ | 退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する | | 介護老人保健施設 | | | ア | 入所者への指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議である  ※　ただし、介護老人保健施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。 | | イ | 退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する | | 介護医療院 | | | ア | 入所者への指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議である  ※　ただし、介護医療院に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。 | | イ | 退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する | | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の17(3)① |
|  | ④　同一日に必要な情報の提供を複数回受けた場合又はカンファレンスに参加した場合でも、１回として算定していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の17(3)② |
|  | ※　原則として、退院・退所前に利用者に関する必要な情報を得ることが望ましいですが、退院後７日以内に情報を得た場合には算定することとします。 |  | 平12老企36  第3の17(3)③ |
|  | ⑤　カンファレンスに参加した場合は、次に掲げる項目等について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | カンファレンスの日時 |  | | イ | カンファレンスの開催場所 |  | | ウ | カンファレンスの出席者 |  | | エ | カンファレンスの内容の要点 |  | | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の17(3)④ |
|  | ※　ここでいう居宅サービス計画等とは、具体的に、居宅サービス計画第５表の「居宅介護支援経過」の部分が想定され、それ以外であれば上記の内容を満たすメモ等であっても可能です。 |  | 平成24年度介護報酬改定に関する  Q&A(Vol.2)問20 |
|  | ⑥　退院・退所加算（Ⅰ）イ、退院・退所加算（Ⅰ）ロ、退院・退所加算（Ⅱ）イ、退院・退所加算（Ⅱ）ロ又は退院・退所加算（Ⅲ）のいずれかを加算を算定する場合においては、退院・退所加算（Ⅰ）イ、退院・退所加算（Ⅰ）ロ、退院・退所加算（Ⅱ）イ、退院・退所加算（Ⅱ）ロ又は退院・退所加算（Ⅲ）のその他の加算は算定していませんか。 | いる  　いない  　該当なし | 平12厚告20  別表ヘ |
|  | ⑦　初回加算を算定する場合、当該加算を算定していませんか。 | いる  　いない  　該当なし | 平12厚告20  別表ヘ |
| １３　通院時情報連携加算 | 利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者１人につき１月に１回を限度として５０単位を加算していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平12厚告20  別表ト |
|  | ※　同席にあたっては、利用者の同意を得た上で、医師又は歯科医師等と連携を行ってください。 |  | 平12老企36  第3の18 |
| １４　緊急時等居宅カンファレンス加算 | ①　病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、利用者１人につき１月に２回を限度として２００単位を加算していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平12厚告20  別表チ |
|  | ※　サービスの利用実績がない場合等給付管理票が作成できない場合は居宅介護支援を算定することができないため、当該加算についても算定できません。 |  | 平成24年度介護報酬改定に関する  Q&A(Vol.1)問112 |
|  | ②　次に掲げる項目を居宅サービス計画等に記載していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | カンファレンスの実施日（指導した日が異なる場合は指導日もあわせて） |  | | イ | カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名 |  | | ウ | カンファレンスの要点 |  | | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の19(1) |
|  | ※　当該カンファレンスは、利用者の病状が急変した場合や、医療機関における診療方針の大幅な変更等の必要が生じた場合に実施されるものであることから、利用者の状態像等が大きく変化していることが十分予想されるため、必要に応じて、速やかに居宅サービス計画を変更し、居宅サービス及び地域密着型サービスの調整を行うなど適切に対応してください。 |  | 平12老企36  第3の19(2) |
|  | ※　結果的にサービスの利用に関する調整の必要性が生じなかった場合についても評価をするものであり、算定できます。 |  | 平成24年度介護報酬改定に関する  Q&A(Vol.1)問113 |
| １５　ターミナルケアマネジメント加算 | ①　在宅で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し、届出を行った指定居宅介護支援事業所が、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前１４日以内に２日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状態等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合は、１月につき４００単位を加算していますか。   |  |  | | --- | --- | | 別に厚生労働大臣が定める基準 | | | ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、２４時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備している |  | | いる  　いない  　該当なし | 平12厚告20  別表リ  平27厚告95  第85号の3 |
|  | ※　在宅で死亡した利用者の死亡月に加算することとしますが、利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとします。 |  | 平12老企36  第3の20(1) |
|  | ②　１人の利用者に対し、１か所の指定居宅介護支援事業所に限り算定していますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の20(2) |
|  | ※　算定要件を満たす事業所が複数ある場合には、当該利用者が死亡日又はそれに最も近い日に利用した指定居宅サービスを位置づけた居宅サービス計画を作成した事業所がターミナルケアマネジメント加算を算定することとします。 |  | 平12老企36  第3の20(2) |
|  | ③　ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又はその家族が同意した時点以降は、次に掲げる事項を支援経過として居宅サービス計画等に記録していますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 終末期の利用者の心身又は家族の状況の変化や環境の変化及びこれらに対して居宅介護支援事業者が行った支援についての記録 |  | | イ | 利用者への支援にあたり、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等と行った連絡調整に関する記録 |  | | ウ | 当該利用者が、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者に該当することを確認した日及びその方法 |  | | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の20(3) |
|  | ※　ターミナルケアマネジメントを受けている利用者が、死亡診断を目的として医療機関へ搬送され、２４時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケアマネジメント加算を算定することができるものとします。 |  | 平12老企36  第3の20(4) |
|  | ④　終末期における医療・ケアの方針に関する利用者又は家族の意向を把握する際には、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めていますか。 | いる  　いない  　該当なし | 平12老企36  第3の20(5) |
| 第６　その他 | | | |
| １　業務管理体制の整備 | ①　業務管理体制を整備していますか。 | いる  　いない | 法第115条の32  第1項 |
|  | ②　業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていますか。   |  |  | | --- | --- | | 届出年月日 | 年　　月　　日 | | 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者 |  | | いる  　いない | 法第115条の32  第2項 |
|  | ※　事業者が整備する業務管理体制   |  | | --- | | 指定を受けている事業所又は施設の数が１以上２０未満の事業者 | | 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。 | | 指定を受けている事業所又は施設の数が２０以上１００未満の事業者 | | 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。 | | 指定を受けている事業所又は施設の数が１００以上の事業者 | | 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。 | |  | 施行規則  第140条の39 |
|  | ③　法令遵守の考え方（方針）を定めていますか。   |  | | --- | | 法令遵守の考え方（方針） | |  |   ※（例）介護保険サービスを担う事業者として法令を遵守し、適切な人員配置や設備により利用者に適切なサービス提供を行う。 | いる  　いない |  |
|  | ④　法令遵守の考え方（方針）について職員に周知していますか。 | いる  　いない |  |
|  | ⑤　法令遵守について、以下のような具体的な取組を行っていますか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ア | 介護報酬の請求等のチェックを実施 |  | | イ | 法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合、速やかに調査を行い、必要な措置を取る |  | | ウ | 利用者からの相談・苦情等に法令違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図る |  | | エ | 法令遵守についての研修を実施する |  | | オ | 法令遵守規程を整備する |  | | カ | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  | | いる  　いない |  |
|  | ⑥　法令遵守の取組について、評価・改善活動を行っていますか。 | いる  　いない |  |